

平成30年11月9日（金曜日）

第 3 号

平成30年
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

第3号

平成30年11月9日（金曜日）

出席委員

委員長

沖田清志君

副委員長

太田憲之君

加藤貴弘君

菅原和忠君

白川祥二君

市橋修治君

三好雅君

村木中君

千葉英守君

中山智康君

森成之君

三井あき子君

遠藤連君

施設保全防災
担当局長 阿部島啓人君

建設業担当局長 高橋利明君

施設整備担当局長 工藤均君

総務課長 白石敏君

用地担当課長 木村幸子君

建設政策課長 白石俊哉君

維持担当課長 京田隆一君

建設業担当課長 若井衛君

河川砂防課長 金澤克人君

砂防災害担当課長 山廣孝之君

都市計画課長 縄田健志君

建築指導課長 西澤拓哉君

建築安全担当課長 宮森隆之君

住宅課長 高橋信二君

住宅管理担当課長 藤岡正勝君

公社担当課長 渡會公美子君

建築保全課長 高島正秀君

大規模施設整備
担当課長 山口元君

出席説明員

建設部長 岡田恭一君

建設部建築企画監 平向邦夫君

建設部次長 井之口淳治君

建設政策局長 岸純太郎君

土木局長 天野俊哉君

まちづくり局長 永山秀明君

住宅局長 長浜光弘君

建築局長 椿谷敏雄君

建設部技監 北谷啓幸君

水産林務部長 幡宮輝雄君

水産林務部次長 浦島浩史君

水産局長 遠藤俊充君

林務局長 本間俊明君

森林環境局長
兼全国育樹祭準備
室長 鈴木道和君

水産林務部技監 金崎伸幸君

水産基盤整備
担当局長 生田泰君

森林計画担当局長 岡嶋秀典君

総務課長	黒澤政之君	森林活用課長	濱田智子君
企画調整担当課長	野村博明君	道民の森担当課長	市川良雄君
水産経営課長	杉西紀元君	道有林課長	川西博史君
水産食品担当課長	佐々木剛君	全国育樹祭準備室 参事	佐々木裕明君
水産振興課長	佐藤伸治君		
漁港漁村課長	相原正樹君		
漁業管理課長	矢本諭君	議会議務局職員出席者	
サケマス・内水面 担当課長	工藤和男君	議事課主幹	永井宏佳君
林業木材課長	工藤森生君	議事課主査	堤輔君
木材産業担当課長	山野朋子君	同	高橋智嗣君
森林計画課長	服部浩治君	同	伊藤秀和君
森林整備課長	寺田宏君	同	田中啓之君
治山課長	岡本直規君	同	渋谷崇君
			神澤信宏君

午前 10 時 開議

○沖田清志委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔堤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

市橋修治委員

森成之委員

であります。

○沖田清志委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることにいたしました
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沖田清志委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○沖田清志委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 建設部所管審査

○**沖田清志委員長** これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

太田憲之君。

○**太田憲之委員** 本日の1人目として、通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、道営住宅についてお伺いをしていきたくと思います。

住宅に困窮する低額所得者のために、低廉な家賃で良質な住宅を供給することを目的として整備されております道営住宅の収入未済金は、若干減少してはいるものの、昨年度の決算を見ても、依然としてまだまだ多額となっております。

依然として厳しい道財政の状況を踏まえて、道監査委員からも、平成29年度の道営住宅使用料収入につきまして、収入未済額が多額となっていることから、再発防止を図る必要があるとの指摘がなされております。

家賃等の収納対策を着実に進め、収入を確保することは、厳しい道財政を踏まえた取り組みだけにとどまらず、期限内に納付している入居者との公平性の確保の観点からも重要な課題であると考えます。

道営住宅家賃等の収納対策について、以下、順次伺ってまいりたいと思っております。

まず、道営住宅家賃と駐車場使用料にかかわる過去5年間の収納率はどのように推移しているのか、お聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 住宅管理担当課長藤岡正勝君。

○**藤岡住宅管理担当課長** 収納率についてであります。道営住宅家賃の収納率は、平成25年度が91.1%、26年度が91.6%、27年度が92.1%、28年度が92.4%、29年度が92.5%となっており、また、駐車場使用料の収納率は、平成25年度が90.7%、26年度が90.9%、27年度が91.2%、28年度が91.3%、29年度が91.5%となっており、家賃、駐車場使用料とも、毎年度、着実に上昇しているところでございます。

○**太田憲之委員** 滞納者の中には、滞納額が高額となっている入居者や、支払い能力があるにもかかわらず滞納を続けている入居者がいるやに伺っております。

道では、こうした滞納者に対して、どのような対応をされているのか、お聞かせ願います。

○**藤岡住宅管理担当課長** 高額滞納者等への対応についてであります。道では、家賃等の滞納の解消を図るため、滞納者に対し、電話による督促や夜間の訪問徴収など、収納率の向上に向けた取り組みを行っておりますが、再三の督促に応じない滞納者のうち、失業中、破産手続中の者などを除き、家賃滞納額が30万円以上の者や、30万円未満であっても滞納月数が多いなど、家賃を支払う意思が見られない者を対象として、住宅の明け渡しと家賃の全額納付を求める明け渡し請求を行っているところでございます。

さらに、明け渡し請求後も滞納家賃を納付しない者や自主退去しない者に対しては、住宅の明け渡し訴訟、強制執行などの法的措置を講じているところでありまして、平成29年度に明け渡し

【第2分科会 11月9日 第3号】

請求を行った40件のうち、法的措置を講じた件数は22件となっているところでございます。

○太田憲之委員 わかりました。

滞納者の中には、家賃や駐車場使用料を滞納したまま退去していく者もいると伺っております。

こういった者に対しまして、どのような収納対策を実施しているのか、お聞かせ願います。

○藤岡住宅管理担当課長 滞納したまま退去した者への対応についてでございますが、道では、退去後に所在不明となるなどの理由により、回収が困難となっている滞納家賃や駐車場使用料の徴収業務を、平成22年度から外部へ委託することとし、現在は、専門的な知識や債権回収に関するノウハウを有する弁護士に委託しておりまして、委託先が保有する債権情報や追跡調査により所在場所を特定し、滞納者、連帯保証人に対して納付を求めているところでございます。

なお、昨年度の回収実績は1274万円となっているところでございます。

○太田憲之委員 道では、これまで、収入超過者等への対応や、高齢者、障がい者などの世帯に対する取り組みのほか、家賃等の収納対策では、明け渡し訴訟などの法的措置や弁護士への債権回収業務の委託といった、さまざまな取り組みを実施しておりますが、依然として収入未済額が多額であり、収入を確保することが引き続き重要な課題となっていると考えます。

道は、今後の収納対策の強化に向けてどのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせ願います。

○沖田清志委員長 建設部建築企画監平向邦夫君。

○平向建設部建築企画監 今後の収納対策についてでございますが、道では、収入を確保することはもとより、家賃等を期限内に納付する入居者と滞納者間の公平性を確保する観点からも、滞納の解消を図ることは大変重要な課題であると考えております。

このため、毎年度、家賃等の滞納者に対する対応方針や具体的な取り組みを定めた収納強化対策実施計画を策定し、ボーナスの時期や年度末に収納強化月間を定め、夜間の訪問徴収、職場などへの電話による督促を行うほか、住宅の明け渡し訴訟や強制執行などの法的措置を講じるなど、収納対策を強化しているところでございます。

今後とも、滞納の実態に応じた効果的な滞納整理を行うとともに、法的知識や応接技術の向上を目的とした滞納整理研修会を開催するなど、指定管理者とも連携を図りながら、収入未済額の縮減に向けて一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 収納対策に関してはわかりました。

次に、入居について、順次伺っていきたいと思います。

道営住宅は、本来、住居の確保に困窮する低額所得者のために、低廉な家賃で良質な住宅を供給することを目的として整備しているものでありますが、さきの定例会の予算特別委員会において答弁をいただきましたけれども、このたびの胆振東部地震に際し、応急的な住宅として272戸を提供し、被災者の避難生活の早期解消に寄与するなど、自然災害に対する備えとしても重要な

役割を果たすものであり、常に適正な状態で管理し、利用される必要があると考えます。

しかし、道営住宅では、所得水準が高く、入居に当たっての収入基準を満たさなくなった居住者が入居を続けていることなどから、特に居住の安定を図ることが必要な高齢者や障がい者などの世帯が入居しづらい状況にあるとも伺っており、高額所得者などへの対応や、高齢者、障がい者などの世帯への取り組みが必要と考えます。

そこで、まずお伺いいたします。

入居した際には低額所得者であったものの、入居後に収入が増加して、入居収入基準を満たさなくなる場合もあるやに伺っておりますが、そういった収入超過者などの状況はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

○藤岡住宅管理担当課長 収入超過者などの状況についてでございますが、公営住宅法では、3年以上入居し、原則、条例で定める収入基準月額15万8000円を超える世帯を収入超過者と規定し、このうち、5年以上入居し、直近の2年間、連続して、政令で定める収入基準月額31万3000円を超える世帯を高額所得者と規定しており、道営住宅における平成29年度の収入超過者数は1733世帯であり、このうち、高額所得者数は34世帯でございます。

○太田憲之委員 今、世帯数をお伺いしましたが、そういった収入超過者等に認定された世帯につきましては、道営住宅の明け渡しを求めるなど、入居を希望する低額所得者が1人でも多く入居できるようにすることが必要であると考えます。

道は、このような収入超過者等に対してどのように対応しているのか、お聞かせ願います。

○藤岡住宅管理担当課長 収入超過者等への対応についてでございますが、道では、法令に基づき、収入超過者と認定した世帯には、収入に応じた割り増し家賃となることや、明け渡し努力義務があることを通知し、高額所得者と認定した世帯には、近隣の民間住宅並みの高い家賃となることや、明け渡し義務があることを通知しているところでございます。

さらに、高額所得者に対しては、催告書を送付し、住宅明け渡し計画書の提出などを求めるとともに、個別面談による世帯状況の確認などを行っているところでありまして、平成29年度においては、特段の理由もなく住宅明け渡し計画書を提出しないなどの6世帯に対して明け渡し請求を行ったところでございます。

○太田憲之委員 それでは、高齢者や障がい者など、特に困窮度が高い世帯の道営住宅への入居に当たりましては、優先入居を認めるなど、特別な配慮が必要であると考えますが、道として、この件についてどのように対応されているのか、お聞かせ願います。

○藤岡住宅管理担当課長 優先入居についてでございますが、道では、公募の際、高齢者や障がい者、子育て世帯など、一般の入居希望者より住宅の困窮度が高い世帯の方々に対し、優先的に入居できる住宅として特定目的住宅を指定するほか、抽せん時に当せん確率を引き上げることで、優先的な入居ができるよう取り組んでいるところでございます。

なお、平成29年度は、募集戸数の1339戸のうち、特定目的住宅の指定戸数は212戸となっており、当せん確率の引き上げ措置を講じた世帯は延べ6717世帯となっているところでございます。

○太田憲之委員 先ほども申し上げましたとおり、道営住宅は、住居の確保に悩んでいる低額所得者の方々に、良質、低廉な居住空間を提供することを目的としており、万が一の自然災害などに対する備えとしても、重要な役割を果たすものであります。

このため、収入の増加などにより入居収入基準を満たさなくなった方々が入居していることは、住宅に困窮している方々の入居する機会を奪い、公平性、公正性を損なうものであることから、目的に沿った利用が適切になされることが重要であると考えます。

道は、今後、道営住宅の入居管理をどのように行っていく考えなのか、お聞かせ願います。

○沖田清志委員長 住宅局長長浜光弘君。

○長浜住宅局長 道営住宅の入居についてでございますが、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の方々に低廉な家賃で賃貸することを目的としているものであり、収入超過者や高額所得者が居住し続けることは、結果として、住宅に困窮している方々の入居できる機会を損なうものと考えているところでございます。

このため、道といたしましては、収入超過者や高額所得者に対しまして、自主的な退去を促す通知のほか、個別面談や代替住宅をあっせんするなど、退去に向けた指導を行っているところでございます。

また、高齢者や障がい者など、より住宅の困窮度が高い方々に対しまして、特定目的住宅の指定や当せん確率の引き上げを行うなど、優先的な入居に取り組んでいるところでございまして、今後とも、真に住宅に困窮する世帯の入居機会の確保が図られるよう、適切に対応してまいります。

○太田憲之委員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁にもありましたけれども、道営住宅の真の目的を果たし、これからも適正な運営管理を続けてくださるようお願い申し上げまして、次の項目に移りたいと思います。

このたびの胆振東部地震では、住宅や建築物に甚大な被害が出ており、住宅の耐震化は急務であると思いますが、一方で、甚大な被害を受けた住宅については、空き家になっているものも少なくなく、それらの中には、倒壊寸前で隣の住宅に危険を及ぼしているにもかかわらず、所有者が不明となっており、地元の自治体に対応に苦慮しているケースもあるやに伺っております。

近年、人口減少や既存住宅の老朽化、住宅に対する社会的ニーズの変化などに伴い、空き家が増加していることから、道では、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受け、空家等対策に関する取組方針を平成27年12月に策定し、さまざまな取り組みを行っているものと承知しているところでありますが、以下、空家等対策について、順次伺ってまいります。

空き家の中には、適切な管理が行われていないために、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害などの問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあっております。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、そのまま放置すれば、倒壊など、著しく保安上危険となるおそれのある空き家を特定空家等と指定し、市町村長は、特定空家等の行政代執行

や略式代執行を行うことができることとされており、実際に道内でも行政代執行や略式代執行を行った市町村があると伺っております。

道内の市町村の特定空き家等の指定状況はどのようになっているのか、また、助言指導や行政代執行等の実施状況についても、あわせてお聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 建築指導課長西澤拓哉君。

○**西澤建築指導課長** 特定空き家等の指定状況などについてであります。平成30年3月末時点で、旭川市など28市町村が1694件を特定空き家等に指定しておりまして、このうち、所有者等に対しまして、除却、修繕等、必要な措置をとるよう助言指導を行ったものは、21市町村で1222件、勧告を行ったものは、7市町村で12件であり、さらに、除却命令などの手続を経まして、本年3月までに、室蘭市、豊浦町、旭川市でそれぞれ1件、合わせて3件の行政代執行が行われていますほか、所有者不明等を理由とした略式代執行が、礼文町、歌志内市でそれぞれ1件、合わせて2件行われたところでございます。

○**太田憲之委員** 空き家につきましては、老朽化して危険な住宅の除却を積極的に進めるような対策もさることながら、空き家を賃貸住宅の流通市場に乗せて活用を図るという対策も重要ではないかと考えます。

道では、平成28年4月に空き家情報バンクを開設し、空き家情報を発信しているとのことでありますが、これまでの実績について、年度別にお聞かせ願います。

○**西澤建築指導課長** 空き家情報バンクの利用実績についてであります。平成28年4月の北海道空き家情報バンクの開設後、28年度は、新規登録が467件、売買または賃貸による成約が75件、29年度は、新規登録が245件、成約が144件、30年度は、9月末までで、新規登録が128件、成約が96件となっております。累計では、840件の登録、315件の成約があったところでございます。

○**太田憲之委員** 空き家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家対策は市町村が行い、都道府県は、情報の提供、技術的な助言、市町村相互間の連絡調整など、必要な援助を行うよう努めなければならないとされておりまして。

このような中、道では、空き家の所有者を対象とした、空き家の活用や処分に関する相談会を市町村と連携して開催しているとのことでありますが、この相談会の具体的な取り組み内容などについてお聞かせ願います。

○**西澤建築指導課長** 空き家相談会についてであります。空き家の発生は、転居や相続をきっかけとすることが多く、離れた地域に居住する所有者への対応に苦慮している市町村もありますことから、道では、平成29年度から、市町村の意向を踏まえて、空き家の所有者を対象に、建築や法律、不動産等の専門家が、適正管理、活用、除却等に関するアドバイスを個別に行う相談会を開催しているところでございます。

昨年度は、札幌市ほか3市で開催し、本別町など12市町村と、そこに所在する空き家の所有者46組の参加があり、今年度は、今月中旬に、札幌市、帯広市で開催することとしておりまして、

【第2分科会 11月9日 第3号】

千歳市など12市町村と、そこに所在する空き家の所有者50組から参加申し込みがあったところでございます。

○**太田憲之委員** 空き家等につきましては、相続、不動産取引、登記など、さまざまな課題があるために、対策を総合的に進める必要があると考えますが、道ではどのような対応を進めておられるのか、お聞かせ願います。

○**西澤建築指導課長** 道の対応についてであります。空き家対策は、建築、不動産、相続など、多様な分野に関連しており、道では、建築士事務所協会、宅地建物取引業協会、司法書士会といった、専門分野の知識を有する関係団体と連携しまして、空き家相談会の開催のほか、モデル市町村を選定し、空き家等対策計画の策定や、所有者が不明な空き家の除却等の検討に向けて専門家を派遣するなどの支援を行っているところでございます。

また、関係団体と市町村で構成する空き家等対策連絡会議を定期的で開催し、こうしたモデル市町村における取り組みや道内外の先進事例等のほか、空き家等対策に関する各種施策について、情報共有、意見交換を行うなど、空き家対策の促進に取り組んでいるところでございます。

○**太田憲之委員** このたびの地震で、住宅の耐震化はもとよりであります。所有者が不明な建物が倒壊寸前で危険を及ぼしているものもあるなど、空き家対策についても、極めて重要な課題であると改めて感じているところであります。

各市町村がさまざまな取り組みを行っていると報じられておりますが、特効薬的な対策がなかなかないのが現状であるとも伺っております。

こうした状況の中、市町村が進める空き家対策が効果的なものとなるよう、道は、今後、どのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせ願います。

○**平向建設部建築企画監** 今後の取り組みについてでございますが、適切に管理されていない空き家の中には、地震、台風といった災害時に倒壊することなどにより、周辺に危害を及ぼすものもありますことから、景観保全や地域活性化はもとより、防災の観点からも、空き家対策を進めることは重要と考えております。

道では、それぞれの地域が抱える課題にきめ細やかに対応するため、平成27年12月に策定した取組方針に基づき、北海道空き家情報バンクによる情報提供や空き家ガイドブックによる普及啓発など、さまざまな取り組みを進めてきているところであり、今後、市町村や関係団体等との連携をより一層強化し、地域における空き家対策を支援することにより、住宅ストックの循環利用や生活環境の保全が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○**太田憲之委員** なる御答弁をいただきましたが、市町村と連携して、困っている方を救ったり、空き家等の有効な活用について、引き続き取り組んでいただくことをお願いしまして、次の質問に移っていきたいと思います。

次に、北海道住宅供給公社について、何点か伺ってまいりたいと思います。

北海道住宅供給公社の平成29年度決算が報告されておりますが、分譲資産販売事業などにおい

て計画を上回る実績となっており、収支も、全体として計画を上回る実績が得られているところ
であります。

しかしながら、貸借対照表を見ると、資本合計、すなわち債務超過額が約98億円となっており、
昨年度に比べて約1億円増加しております。

公社の債務超過額は、平成27年度、28年度の決算では大幅にふえておりますが、これは、包括
外部監査の指摘を踏まえた会計上の処理によるもので、そうした会計処理が終了した平成29年度
においても、なお債務超過額が増加しております。

なぜ増加となったのか、その要因についてお聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 公社担当課長渡會公美子さん。

○**渡會公社担当課長** 債務超過額の増加についてでございますが、平成29年度決算では、競売に
付されたことにより償却が必要となった割賦債権等を特別損失として約4900万円計上したほか、
収益の大きな柱である賃貸住宅の大規模修繕を平成26年度から計画的に実施していることなどか
ら、経常利益も約5700万円の損失となり、結果として1億600万円の当期損失となったところで
ございます。

このため、債務超過も同じ額だけ増加し、97億9800万円となったところでございます。

○**太田憲之委員** 住宅供給公社では、包括外部監査の指摘を踏まえて行った会計処理が、特定調
停に基づく将来の返済計画に影響を及ぼすことがないように、平成29年度に事業計画を見直し、
公社経営を維持しつつ返済を行うために、住宅金融支援機構への返済を終了する平成45年度まで
は、道への返済は、毎年度の収支状況を踏まえて決定することとしていると伺っておりますが、
先ほど伺いました債務超過額の増加が返済計画に影響を与えることがないのか、お聞かせ願いま
す。

○**渡會公社担当課長** 返済計画への影響についてでございますが、住宅供給公社は、これまで、
平成16年に成立した特定調停のスキームに従い、債権者に対して着実に返済を続けており、国へ
の返済は本年度で終了する予定となっております。

また、平成29年度決算においても、住宅金融支援機構への返済を前倒しして実施するなど、着
実に返済を行っているところでございます。

公社においては、特定調停に基づく返済計画に影響を及ぼすことがないよう、昨年度、事業計
画の見直しを行ったところであり、債務超過額の増加についても影響がないものと考えていると
ころでございます。

○**太田憲之委員** 今、御答弁がありましたように、国への返済は平成30年度で終了する予定であ
りまして、住宅金融支援機構への返済も前倒しで行われているなど、返済は着実に行われており
まして、平成29年度は、収支も、全体として計画を上回る状況にあると伺っておりますが、債務
超過はふえており、公社経営上の課題と考えます。

債務超過の縮減に向けて、住宅供給公社としてどのような取り組みを行っているのか、お聞か
せ願います。

○渡會公社担当課長 債務超過の縮減に向けた取り組みについてでございますが、住宅供給公社では、現在、計画に沿った着実な返済のため、札幌市季実の里団地の事業用地の分譲から賃貸への切りかえや、賃貸住宅の駐車場など所有地の有効活用といった、新たな賃貸収入の確保策に取り組んでいるほか、業務の一層の効率化に向けた検討を進めているところでございます。

また、分譲事業についても、従来、複数区画購入割引や子育て支援割引など、さまざまな優遇措置により販売の促進を図っており、今年度は、公社が分譲する南幌町みどり野団地において、町、道とともに、住宅展示場「きた住まいるヴィレッジ」を開設し、販売促進に向け、バスツアー、移住体験ツアーといったイベントを活用し、PRを行っているところでございます。

道といたしましては、こうした取り組みが着実に実行されることが債務超過の縮減につながるものと考え、支援していくこととしております。

○太田憲之委員 住宅供給公社におきましては、債務超過の縮減に取り組んでいるとのことですが、特定調停に基づく返済計画を着実に実施していくためにも、公社の取り組みに対する道の指導監督が重要であると考えます。

今後、道はどのように公社を指導監督していく考えなのか、お聞かせを願います。

○平向建設部建築企画監 住宅供給公社に対する指導監督についてでございますが、公社では、見直し計画に沿った賃貸収入の確保や事務費の縮減など、業務の一層の効率化を進めてきており、今年度は、さらに、みどり野団地において、南幌町、道とともに住宅展示場を開設するなど、分譲事業におきましても、一層の販売促進を図っているところであります。

道といたしましては、公社が、このような取り組みを着実に実施することで収益を確保し、債務を返済することが、中長期的には債務超過額の縮減につながるものと考えており、公社に対する情報提供や、周辺環境の変化に対応した需要動向の把握、公社の優遇制度と地域の施策との整合性に関する助言といった支援を行うとともに、副知事をトップとする運営管理委員会におきまして、進捗状況を把握し、適宜、専門家の意見を伺うなどして、引き続き、公社経営の指導監督の強化に努めてまいります。

以上であります。

○太田憲之委員 わかりました。

大変長期になるかと思いますが、今後も引き続き、計画に沿った着実な返済、そして公社経営について指導していただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、道路整備の状況などについて、順次伺ってまいりたいと思います。

道では、北海道総合計画などに基づいて道道の整備を進めているところでありますが、昨年度までの道路整備の状況はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

○沖田清志委員長 土木局長天野俊哉君。

○天野土木局長 道路整備の状況についてでございますが、道では、長期的な展望に立って政策の基本的な方向を示す北海道総合計画や、その特定分野別計画として、社会資本整備の基本的な考え方を示す新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針に基づき、物流、観光を支える交通ネッ

トワークの整備や、安全で安心な道路交通環境の整備などの施策に沿って、道路整備を進めているところでございます。

平成29年4月1日現在の道路整備の状況は、道道の延長の約1万1570キロメートルのうち、改良率、舗装率ともに9割を超えておりますが、渋滞対策や老朽化対策など、新たな課題があると認識しているところでございます。

○太田憲之委員 道民生活や産業活動に重要な役割を果たす道道につきましては、これまでも、渋滞緩和のための整備や維持管理などに関するさまざまな要望が寄せられていると考えますが、こういったものに対して、どのように対応されているのか、お聞かせ願います。

○天野土木局長 道路整備に関する要望についてであります。道では、各地域における期成会などの団体より、地域住民の生活環境の向上や安全な地域づくり、地方創生を推進する上で必要な道路整備を中心に、舗装補修、除雪などの維持管理も含めて、幅広く要望を受けているところでございます。

これら要望を踏まえて、道では、社会資本総合整備計画を策定し、交付金事業を活用するなどして、優先度が高い施策への重点化を図り、着実な道路整備に努めているところでございます。

○太田憲之委員 わかりました。

私も、道庁に来るときに車を運転したりして、いろいろ走るのですが、そういった中で、ところどころで渋滞を感じる場所があります。

場所が特定されてしまいますが、先月末に、日本ハムファイターズが北広島市にボールパークを整備するという構想が明らかになりまして、今月5日には、北広島市と株式会社日本ハムファイターズ、そして株式会社北海道ボールパークと道との間で、この構想に関しまして、アクセス道路などの整備について相互に連携協力する旨の協定を結んだとのこととあります。

新球場は、2023年3月の開業を目指すとされておりますが、このボールパーク構想の予定地周辺では、交通量の増加による渋滞が懸念されるなど、さまざまな課題があると認識しております。

北広島市では、これまでも、既存の複合商業施設の付近等で、交通量の増加に伴う交通渋滞などが発生しております。

道では、これまでも対策に取り組んできたものと考えますが、慢性的に交通が混雑している箇所について、どのように取り組んできたのか、お聞かせ願います。

○天野土木局長 渋滞対策についてであります。道では、安全で円滑な道路交通を確保するため、道路管理者や北海道警察、北海道運輸局などの関係機関と連携を図りながら、慢性的な交通混雑が発生している渋滞箇所の解消に向け、道路拡幅やバイパス整備などを行っており、これまで、旭川市などにおいて対策を進めてきたところでございます。

北広島市においては、交通混雑が著しい国道36号の渋滞対策として、平成29年3月に、道道仁別大曲線、いわゆる羊ヶ丘通の延伸による国道のバイパス機能を完成させ、現在、周辺道路の渋滞緩和の状況について、整備効果の検証を行っているところでございます。

○**太田憲之委員** このたびの協定におきましては、基盤整備に関する連携協力事項として、アクセス道路の整備が盛り込まれているところではありますが、ボールパーク周辺の道路網については、現在、日本ハムファイターズや北広島市などからどのような働きかけがあり、どのような協議が進められているのか、現在の状況をお聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 建設政策課長白石俊哉君。

○**白石建設政策課長** アクセス道路についてであります。ボールパークの建設予定地に決定しました、きたひろしま総合運動公園は、幹線道路に接していないため、候補地選定の段階から交通アクセスが課題とされており、北広島市や株式会社北海道日本ハムファイターズから、アクセス道路の新設などの要望をいただいているところでございます。

現在は、新設するアクセス道路などについて、市が主体となり、環境調査や概略設計、市民への説明会などを実施しております。それに対し、道からは、周辺道路における渋滞発生軽減の方策や、道路の整備による周辺環境への配慮などについて、助言、提案を行っているところでございます。

○**太田憲之委員** 立地先の正式な決定を受けて、高橋知事は、新球場の建設が北広島市に正式に決定されたことは大変喜ばしいとコメントされ、ファイターズが目指すボールパーク構想を応援する旨のコメントをしておられますが、道道を初めとする基盤整備には多額の経費負担が見込まれていると考えます。

北広島市の財政規模や道の厳しい財政事情を考慮すると、応援できることにも、おのずと限界があるのではと考えるところであります。

道は、今後、基盤整備の面でどのように支援していく考えなのか、お聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 建設部長岡田恭一君。

○**岡田建設部長** 今後の支援などについてでございますが、本年3月に、北広島市が、日本ハムファイターズのボールパーク構想の建設候補地に決定されて以降、道では、市や球団、株式会社北海道ボールパークと、交通アクセス、都市計画の手続などについて、協議を進めてきたところでございます。

道といたしましては、このたび、新球場の建設が正式に決定し、北海道、北広島市、株式会社日本ハムファイターズ、株式会社北海道ボールパークの4者で、アクセス道路の整備や都市計画の手続などを含む、連携と協力に関する協定を締結したことを受けまして、具体的な支援の内容について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○**太田憲之委員** 北広島市の周辺には工業団地があり、企業がいっぱい立地しております。既に道路の渋滞にも多く見舞われており、そこに、このようなすごく大きなものができるとなると、さらなる渋滞が予想されるところであります。できたはいいものの、渋滞が慢性的に起こるようでは大変困ります。

道路整備につきまして、順次伺ってまいりましたが、このボールパーク構想に大きな影響があ

るアクセス道路の整備については、明確な御答弁がいただけませんでしたので、改めて知事にお伺いをしたいと思います。委員長におきましては、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

以上で私からの質問を終わります。

○**沖田清志委員長** 太田委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。菅原和忠君。

○**菅原和忠委員** それでは、通告に従って、大きく3点について、順次お伺いをしていきたいと思えます。

最初に、道営住宅の関係についてお伺いをしたいと思います。

私は、これまで暮らしてきた中で、道営住宅を見る機会がなかなかなかったわけでありまして、そんな意味では、認識の再確認も含めてお伺いをしたいと思います。

各自自治体で公営住宅を供給しているわけでありましたが、道としても、全道各地で道営住宅の供給を行っています。

民間の住宅や公営住宅がある中で、道として、道営住宅の役割をどのように考えているのか、まずはお伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 住宅局長長浜光弘君。

○**長浜住宅局長** 道営住宅の役割についてでございますが、道は、これまで、市町村と連携しながら、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給しており、高度成長期には、大都市における住宅不足の解消と、地方都市における住宅需要に対応した道営住宅の整備を行ってきたところでございます。

近年では、平成25年に策定いたしました道営住宅整備活用方針に基づき、市町村の補完的役割として、住宅施策の推進や支援、地域振興のほか、広域的な住宅需要への対応などを目的とした整備を初め、持続可能な暮らしの場の創出など、道が進める政策との連携により、安全で安心な暮らしの実現を図ることとしております。

○**菅原和忠委員** 全道で道営住宅を供給しているわけでありましたが、現在の管理戸数と、そのうち、老朽化した住宅がどれほどあるのか、お伺いをいたします。

○**沖田清志委員長** 住宅課長高橋信二君。

○**高橋住宅課長** 道営住宅の管理戸数などについてでございますが、道営住宅は、市町村のまちづくりや住宅施策を支援するほか、道内を移動する世帯、道内に転入する世帯など、広域的な住宅需要への対応などを目的として整備しておりまして、平成30年4月1日時点における管理戸数は、50の市や町で2万2326戸となっており、このうち、建てかえや用途廃止の目安となる建設後35年を経過した住宅が8230戸となっております。

○**菅原和忠委員** 次に、長寿命化の関係についてお伺いをします。

建設後35年が、建てかえや用途廃止の目安になると承知をしていますが、現在、道営住宅整備活用方針に基づき策定された道営住宅整備活用計画によって、建てかえや長寿命化等に振り分け

られていると承知をしています。

こうしたストックを適切に維持し、長寿命化を進めていくことが重要と考えていますが、どのような考えで長寿命化が行われ、また、長寿命化型改善はどの程度進められているのか、その実績についてお伺いをいたします。

○高橋住宅課長 長寿命化の考え方等についてでございますが、道では、既存の道営住宅ストックについて、建てかえや改善、維持管理を計画的かつ効率的に行うこととしており、良質なストックの維持保全に向けて、建設年度や劣化の程度、設備の設置状況などを踏まえまして、屋根、外壁、給排水管などの耐久性の向上に向けた長寿命化型改善を進めているところです。

この実績については、活用方針策定後の平成25年度から29年度の5年間で、札幌市、釧路市などの5市1町の13団地で、34棟、1374戸となっているところでございます。

○菅原和忠委員 次に、既存ストックの改善などについてお伺いいたします。

道営住宅は、古いものでは、居住スペースが狭いとか、エレベーターが設置されていないとか、現在の建物と比較して不便なところも多く、長寿命化の際に性能を向上させる改善も行われていると承知をしています。どのような改善を行ってきているのか、お伺いをいたします。

○高橋住宅課長 既存ストックの改善についてでございますが、道では、長寿命化型改善のほか、浴室のユニットバス化、オイルサーバーの設置など、居住性向上のための改善や、住宅用防災警報器の設置、台所の不燃化などの安全性の確保といった、性能向上のための改善を行っているところです。

また、団地の立地や経過年数などを勘案し、4階や5階建ての住棟を長期間有効に活用するため、入居者が安全に安心して生活できるよう、エレベーターの設置にも取り組むこととしているところでございます。

○菅原和忠委員 次に、建てかえの状況についてお伺いいたします。

道営住宅の建てかえについては、道営住宅整備活用計画によって判断をされていますが、最近の建てかえの状況についてお伺いをいたします。

○高橋住宅課長 建てかえの状況についてでございますが、道では、老朽化が著しく、住宅の面積が一定の水準に満たない、または、階数が3以上でエレベーターが未設置の住宅を対象に、適正な管理戸数や劣化の程度、整備コストの縮減などを総合的に勘案して、建てかえを行うこととしておりまして、活用方針策定後の平成25年度から29年度の5年間で、13市、15団地の建てかえに着手しており、これまで605戸を建設したところでございます。

○菅原和忠委員 今後の道営住宅のあり方についてお伺いをしたいと思います。

道は、少子化や人口減少など、地域の課題に対応しながら、道営住宅の供給を進める必要があるわけでありましたが、今後、道営住宅の整備をどのように進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○沖田清志委員長 建設部建築企画監平向邦夫君。

○平向建設部建築企画監 今後の整備についてでございますが、人口減少、少子・高齢化が進行

する中、道では、これまでも、市町村のまちづくりや住宅施策、少子化対策などとの連携を図りながら、まちなか居住による団地の集約、再編や、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとしての子育て支援住宅の整備など、道が進める施策と連携した道営住宅の整備を進めてきたところでもあります。

道といたしましては、今後とも、限られた予算の中で、計画的かつ効率的に事業を行うために、選択と集中の観点に立つとともに、人口減少などの社会情勢を踏まえ、適正な管理戸数に配慮し、地域ごとの課題にも対応しながら、安全で安心して暮らせる地域社会の形成に向け、施策効果が高い道営住宅の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○菅原和忠委員 ただいままで、道営住宅の関係についてお伺いをしてきました。

今後の取り組みということで、今後の計画といたしますか、予定などもお聞きをしたかったわけでありすけれども、予算の関係などもあって、なかなか具体的なものにはならないということでありましたので、引き続き、さまざまな機会を通じながら、道営住宅の管理について協議をさせていただければと思っています。

次に、建設業の担い手対策についてお伺いをいたします。

道は、ことし3月、北海道建設産業支援プラン2018を策定しました。平成25年度には、前プランである北海道建設産業支援プラン2013を策定し、その中でも人材の確保育成は重要な課題とされ、前プランの検証結果が建設産業支援プラン2018に反映されているものと承知をしています。

国は、単純労働分野への就労を可能とする、入管難民法の改正案を臨時国会に提出しましたが、政府が受け入れ対象として検討中の14業種の中には建設業も含まれています。

このように、全国的に建設業の担い手が不足する中、道としてもさまざまな取り組みを進めているので、その内容について、以下お伺いをしたいと思います。

最初に、近年の建設業就業者数の推移についてお伺いをいたします。

○沖田清志委員長 建設業担当課長若井衛君。

○若井建設業担当課長 建設業就業者数の推移についてであります。総務省の労働力調査によりますと、道内の建設業就業者数は、平成7年から9年の35万人をピークとして、その後、減少傾向となり、平成16年には30万人を下回ったところでございます。

さらに、平成16年以降も減少傾向が続き、平成20年に24万人となってからは、ほぼ横ばいで推移し、平成29年には22万人と、ピーク時の約6割となっているところでございます。

○菅原和忠委員 前プランでの取り組みについてお伺いをいたします。

就業者数の減少は、生産年齢人口の減少も影響しているわけですが、その中でも、建設業界は、厳しい労働環境にあって、なり手が不足してきたものと考えております。

前プランでは、建設業の担い手対策としてどのような対策をとってきたのか、お伺いをいたします。

○若井建設業担当課長 北海道建設産業支援プラン2013における建設業の担い手対策についてで

【第2分科会 11月9日 第3号】

ありますが、前プランの策定時におきましても、建設投資の大幅な減少、少子・高齢化といった社会情勢の中、すぐれた人材を確保育成することが課題となっていたことから、道では、適切な賃金水準の確保、社会保険等未加入対策などの就業環境の改善や職業訓練に取り組んでおり、さらに、平成27年度から、広く道民の皆様に建設産業の役割や魅力をPRする建設産業ふれあい展を開催するなど、担い手の確保育成の取り組みを進めてきたところでございます。

また、こうした取り組みを効果的に進めるため、国、建設業団体、商工団体などで構成する北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会を設置し、関係機関との情報共有などを行うとともに、地域における担い手対策を検討するため、建設業団体や教育機関、市町村等で構成する地域での会議を先行実施していた、室蘭、帯広の建設管理部管内に加え、平成27年度から28年度にかけて、他の8建設管理部管内でも地域会議を開催し、地域の実情に応じた担い手対策の検討も進めてきたところでございます。

○菅原和忠委員 前プランの取り組みの成果についてお伺いいたします。

平成25年度から5年間の取り組みが進められ、前プランの検証結果が新プランに反映されていると承知をしていますが、前プランの検証結果はどのようなものであったのか、お伺いをいたします。

○若井建設業担当課長 前プランの検証結果についてであります。前プランで取り組んだ、建設産業における人材の確保育成や、社会的役割と責任などの七つの課題について検証を行ったところ、人材の確保育成につきましては、人づくりの強化として、就業環境の改善やインターンシップなどに取り組んだ結果、技術者が減少傾向から近年は横ばいになるといった一定の効果はあるものの、就業者の高齢化は継続しているなど、依然として、多くの企業で担い手の確保が難航しているという評価が得られたところでございます。

また、社会的役割と責任につきましては、信頼の確保として、法令遵守の徹底や建設産業の情報発信に取り組んだ結果、社会保険の加入率が上昇し、就業環境の改善が見られるものの、引き続き、法令遵守の徹底や情報発信に取り組む必要があるという評価が得られたところでございます。

これらの検証の結果、さまざまな施策等の実施により、一定程度の改善はあったものの、依然として、人材の確保育成を初め、さまざまな課題がありますことから、今後も、課題解決のための施策等の実施が必要という評価が得られたところでございます。

○菅原和忠委員 次に、就業環境の改善の取り組みについてお伺いをいたします。

道内の建設労働者の平均月間給与額は、平成27年で33万7837円に対して、全国は38万141円、平均月間労働時間は、道内が179時間に対して、全国は171.5時間と、道内と全国の比較では、長時間労働、低賃金とすることができるところであります。時給換算にすると、道内が1887円に対し、全国は2217円となっています。

担い手の確保には、労働条件や就業環境の改善が重要ですが、新プランではどのような取り組みとなっているのか、お伺いをいたします。

○**沖田清志委員長** 建設業担当局長高橋利明君。

○**高橋建設業担当局長** 就業環境などの改善についてでございますが、道では、建設産業の担い手の確保のためには、適切な賃金水準の確保、長時間労働の是正といった、就業環境などの改善が重要と認識しているところでございまして、このたび策定した北海道建設産業支援プラン2018におきましては、担い手の確保育成に関する主な取り組みとして、労働市場の実勢価格の把握による適切な設計労務単価の設定、ICTを活用した施工の省力化、超過勤務の削減、週休2日の導入といった取り組みを進めることとしているところでございます。

今後、建設業団体等との意見交換を行いながら、就業環境の改善などの取り組みを推進するなどして、建設産業の担い手の確保育成に向けて取り組んでまいります。

○**菅原和忠委員** 次に、担い手の育成についてお伺いいたします。

担い手の確保は重要であります。離職率を抑え、長く従事してもらうには、モチベーションの向上など、育成の取り組みも重要であります。

新プランでも育成の取り組みが行われていると考えますが、具体的にどのような取り組みで担い手の育成に取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

○**高橋建設業担当局長** 担い手育成の取り組みについてでございますけれども、建設業は、他の産業と比べて若年労働者の離職率が高いことから、長く勤めていただくための支援や取り組みが必要となっているところでございます。

このため、道では、新プランに基づきまして、地方建設業協会が開催する、技術や技能習得のための若手技術者研修会への補助金の交付、道立高等技術専門学院などを活用した技能訓練の実施、道が発注する建設工事における技能士の重用など、担い手の育成に取り組むこととしているところでございます。

さらに、育成する側の指導力向上のため、今年度より、新たに、企業などを対象といたしまして、若者の考え方や行動パターンを踏まえた指導や育成方法を習得する研修会を実施するなど、若年労働者の定着に向けた取り組みも進めているところでございます。

○**菅原和忠委員** 次に、女性の活躍推進についてお伺いいたします。

昔は、建設現場では、補助的な役割の女性が見られていたわけですが、近年では、主体的に作業している女性も見受けられ、建設現場への女性の進出を実感しています。

担い手の確保には女性の進出も重要であることから、環境の整備などを急がなければなりません。

女性の進出に向け、具体的にどのような取り組みを進めようとしているのか、お伺いをいたします。

○**高橋建設業担当局長** 女性の進出に向けた取り組みについてでございますけれども、建設産業におきましても、女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となつてございまして、女性の活躍推進が求められていることから、道では、女性活躍推進セミナーを開催いたしまして、女性に、建設産業の役割や魅力をPRするとともに、建設事業者に向けて、女性の積極的な

【第2分科会 11月9日 第3号】

採用や、女性が働き続けられる職場づくりへの情報提供に努めてきたところでございます。

また、北海道なでしこ応援企業認定制度による認定を受けた企業を、建設工事競争入札参加資格審査において評価するなど、女性の活躍推進を支援する取り組みを行っておりまして、建設事業者におきましても、女性の入職、定着や、女性が働き続けられる職場づくりなどが進められているところでございます。

今後も、セミナーの開催など、女性の活躍推進に向けた取り組みを推進いたしまして、女性の入職、定着が図られるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○菅原和忠委員 女性の進出については、二、三日前にも、重機で家の解体をやっている様子がテレビで放送されていまして、本当に進んでいるのだなというふうに思っておりますが、ぜひとも、就業環境の改善をお願いしたいと思います。

それでは、この項目で最後の質問になりますが、冒頭に言いました外国人労働者の関係についてお伺いします。

2月に開催された建設委員会において、同僚議員が、建設業における外国人技能実習生の雇用状況等の把握について質問していますが、答弁では、技能実習法では、技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行ってはならないとされていることから、建設部としては、これまで、技能実習生の報酬などの雇用状況等の詳細は把握していないとしていました。

しかし、国は、来年4月の実施に向け、法案の成立を目指していることから、早急な対応が求められていると考えます。

外国人労働者の建設業への就労の拡大について、どのように認識をされているのか、お伺いをいたします。

○高橋建設業担当局長 外国人労働者の就労の拡大についてでございますけれども、国におきましては、深刻な人手不足に対応するため、外国人材の受け入れに向けて、新たな在留資格の特定技能1号、2号の創設などを骨子とする、出入国管理及び難民認定法の改正案を今臨時国会に提出いたしまして、来年4月の導入を目指すとしており、現時点での情報では、特定技能1号、2号のいずれにおいても、建設業が対象業種に含まれているものと承知しているところでございます。

道といたしましても、国における新たな在留資格の創設により、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れていくことにつきましては、道内の建設産業の持続的な発展にとっても重要と受けとめておりまして、道民と外国人が、互いの文化や生活習慣などを相互に理解、尊重し、ともに暮らしていけるような環境づくりが必要であると考えているところでございます。

道といたしましては、今後とも、外国人を初めとする多様な人材の活用に向けまして、国の制度改正に関する検討状況を注視するとともに、業界団体の意見も伺いながら、受け入れ環境の整備に取り組むなど、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的な発展に努めてまいります。

○菅原和忠委員 次に、大きな項目の最後になりますが、北海道土地開発公社などについてお伺

いをしたいと思います。

土地開発公社の長期保有地については、平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とする、北海道土地開発公社の事業運営及び長期保有地処分の方策を策定して、取り組みを進めてきました。

5年を経過した時点で、保有地の処分の進捗状況や社会経済情勢の変化を考慮して見直すとして、平成28年には、現方策のフォローアップが策定をされています。そのことを踏まえ、以下質問してまいりたいと思います。

公社の平成29年度の決算と長期保有地の状況についてお伺いをいたします。

○**沖田清志委員長** 用地担当課長木村幸子さん。

○**木村用地担当課長** 土地開発公社の平成29年度決算などについてでございますが、公社の平成29年度決算における収入は、国、道及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの委託事業費などで、合計は約64億3000万円であり、支出は、これらの委託事業に要した経費などで、合計は約63億6300万円となっており、約6700万円の当期利益を計上したところでございます。

また、長期保有地のうち、公社自主事業用地は、中空知流通工業団地など3カ所で、その面積は約91ヘクタール、簿価は約106億円となっており、道単独事業用地は、美唄住宅団地用地など5カ所で、その面積は約287ヘクタール、簿価は約194億円であり、これらの用地を合わせた総面積は約378ヘクタール、簿価は約300億円となっているところでございます。

○**菅原和忠委員** 平成23年度に方策を策定して以降、取り組みを進めてきたわけではありますが、この方策を策定した経緯についてお伺いいたします。

○**木村用地担当課長** 方策を策定した経緯についてであります。土地開発公社が、昭和40年代後半から50年代にかけ、道及び地元自治体の要請により取得した公社自主事業用地や、道の依頼により取得した道単独事業用地については、社会経済情勢の変化などにより、その処分が長期にわたって滞り、その結果、取得に要した資金の借入利息が累積したところでございます。

このため、平成13年に、10年間を計画期間とする、北海道土地開発公社の経営健全化方策を道において、事業運営健全化計画を公社において、それぞれ策定し、長期保有地の処分に取り組んできたところでございます。

しかし、その解消には至らなかったため、平成23年に、道は、公社とともに、10年間を計画期間とする、北海道土地開発公社の事業運営及び長期保有地処分の方策を策定いたしました。

○**菅原和忠委員** 長期保有地には、公社自主事業用地と道単独事業用地がありますが、取り扱いにどのような違いがあつて分けられているのか、分けられている理由についてお伺いをいたします。

○**木村用地担当課長** 公社自主事業用地と道単独事業用地についてでございますが、土地開発公社が保有する用地につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律で区分が定められているところでございます。

公社自主事業用地は、この法律に規定する土地造成事業に当たりまして、道や地元自治体の要

請により公社が取得した上で、土地造成を行って処分するものでございます。

また、道単独事業用地は、この法律に規定する公有地取得事業に当たり、道が公社に土地の先行取得を依頼したもので、将来的には道が公社から取得する必要があるものでございます。

○菅原和忠委員 土地を長期に保有していることによって、どのような課題が発生し、その対策としてどのような措置がとられてきているのか、お伺いいたします。

○木村用地担当課長 長期保有地の課題などについてでございますが、土地開発公社が土地を長期に保有することは、取得に要した費用の借入利息が増加し続け、公社自主事業用地については、公社が土地を処分するに当たって、処分価格と簿価との差が拡大し、道単独事業用地については、道が公社から取得する費用が増加するという課題を発生させたところでございます。

道では、このような状況を踏まえまして、簿価を抑制する手法として、公社に対して、平成12年度から、道単独事業用地の資金について無利子で貸し付けを、平成13年度からは、公社自主事業用地の資金について低利で貸し付けをしてきたところでございます。

○菅原和忠委員 平成23年度から10年間の方策が策定されて、5年が経過した時点で、保有地の処分の状況や社会情勢の変化等を考慮して方策が見直され、平成28年度に、方策のフォローアップとして取りまとめられ、3年目となっています。

これまで8年間でどのような取り組みが進められてきたのか、お伺いをいたします。

○木村用地担当課長 方策に基づく取り組みについてであります。長期保有地の処分に向けて、公社自主事業用地につきましては、土地開発公社において、積極的な情報発信に努め、土地の処分を基本としながらも、企業ニーズの変化を踏まえて、賃貸事業による土地の有効活用を進めてきたところでございます。

また、道単独事業用地につきましては、道において、国の事業用地として処分を予定しているものは、国へ事業の推進を働きかけ、民間企業や個人への処分を予定しているものは、地元自治体と連携して、PR活動や企業誘致活動を進めてきたところでございます。

○菅原和忠委員 事業運営及び長期保有地処分の方策が策定されてから8年たっていますが、これまでの取り組みの結果についてお伺いいたします。

○木村用地担当課長 これまでの取り組み状況についてであります。公社自主事業用地については、土地開発公社において、これまで、民間企業へ、面積で約0.6ヘクタール、簿価で約2億円の処分を行うとともに、賃貸事業として、平成29年度の1年間では、約4ヘクタール、約1100万円の収益を計上しているところでございます。

道単独事業用地につきましては、国へ、約0.2ヘクタール、簿価で約700万円、民間企業へ、約0.1ヘクタール、簿価で約100万円の処分を行うとともに、道が公社から、約4.5ヘクタール、簿価で3億円の取得をしたところでございます。

○菅原和忠委員 簿価の抑制を図るため、無利子あるいは低利貸し付けを行っていますが、その内容についてお伺いをいたします。

○木村用地担当課長 土地開発公社に対する道の貸付金についてでございますけれども、公社自

主事業用地の資金については、これまで、公社が負担する借入利息の軽減を図るため、金融機関からの借り入れより低い利率で貸し付けておりましたが、平成30年度からは、金融機関からの通年借り入れに変更し、道が借入利息の利子補給をしているところでございます。

また、道単独事業用地の資金につきましては、利息が、公社から取得する費用に加算されることから、道が無利子で貸し付けており、この貸付金については、公社へ年度初めに資金を貸し付け、年度末に返済を受ける1年未満の貸し付けとなっているところでございます。

○菅原和忠委員 簿価上昇の抑制を図るために貸し付けを行っても、簿価と販売見込み額との乖離が大きいものと思われませんが、どのような影響を想定しているのか、また、どういう対応策が見込まれているのか、お伺いをいたします。

○沖田清志委員長 建設部次長井之口淳治君。

○井之口建設部次長 公社自主事業用地の処分による影響などについてであります。これまでの処分事例を踏まえると、簿価と処分価格との乖離による差損が生じるものと受けとめておりますが、そのような場合には、土地開発公社において、事業収益を充当してきたところです。

公社としては、これまで実施してきた、処分に係る割賦制度や、賃貸事業における割引制度を実施するとともに、関係自治体などと連携した企業誘致を積極的に進め、事業収益の確保に努めているところです。

以上です。

○菅原和忠委員 長期保有地である公社自主事業用地、道単独事業用地について、今後の対応をお伺いいたします。

○井之口建設部次長 今後の対応についてであります。土地開発公社は、公共用地取得の専門機関として、国や道、鉄道・運輸機構から用地取得業務を受託するなど、本道の公共事業の円滑な執行に寄与しており、引き続き、これまで培われたノウハウを生かしながら、積極的にその役割を果たすことが必要と考えているところです。

このため、平成23年には、道は、公社とともに、北海道土地開発公社の事業運営及び長期保有地処分の方策を策定し、これまでも、関係部並びに公社において、長期保有地の処分や利活用に向け、国、地方自治体、民間企業などへの働きかけを行ってきたところです。

今後とも、関係部及び公社で構成する、北海道土地開発公社の事業運営等検討会議の場を活用するなど、道と公社が一層の連携を図りながら、長期保有地の処分や活用に向けた取り組みを推進してまいります。

以上です。

○菅原和忠委員 土地開発公社に対しては、ただいま伺った簿価抑制策として、道から短期貸し付けがなされていると承知をしています。

この貸し付けは、総務省からは是正を求められている、いわゆるオーバーナイトという手法で行われているもので、公社への道の短期貸付金について、当該年度の返済は、公社が金融機関から数日程度の借り入れにより行い、その金融機関からの借り入れは、新年度早々に、道の新年度の

短期貸し付けで返済するというものです。

実態は長期貸し付けですが、道の経理上は単年度の貸し付けとなり、それがはらむリスクが必ずしも明確とならない点で問題があるとされています。

こうした、是正を求められるような手法をとることとなった理由は、公社の運営と表裏一体のことかもしれませんが、どういった経緯、背景があったのか、改めてお伺いいたします。

○木村用地担当課長 土地開発公社への短期貸付金についてであります。この貸付金は、借入利息等の簿価への加算を抑える方策をとるべきという、平成11年の包括外部監査における改善意見を踏まえ、公社の長期保有地に係る対策として行っているところではありますが、国からは、他の方策による公的支援に移行する必要があると、避けるべきとされたところでございます。

○菅原和忠委員 是正を求められるような手法をとることとなったことに対して、土地開発公社の経営を指導監督する道として、その責任をどのように認識されているのか、お伺いをいたします。

○井之口建設部次長 土地開発公社への短期貸し付けに対する認識についてであります。道では、毎年度の返済が年度内に行われている短期貸付金について見直す必要があると認識していたものの、道財政が多額の収支不足を抱え、財政健全化に取り組んでいる中、その財源確保が極めて困難であったことなどから、結果として、見直しには至らなかったところです。

以上です。

○菅原和忠委員 同じく不適切な短期貸付金としては、住宅供給公社に対する単年度転がし、いわゆる単コロというものもあり、こちらについても、公社の経営破綻を回避するために行われたものと承知しています。

道は、土地開発公社へのオーバーナイト、住宅供給公社への単コロといった短期貸し付けについて不適切であるとの認識はあったのか、お伺いをいたします。

○井之口建設部次長 不適切な短期貸付金などに対する認識についてであります。毎年度の返済が年度内に行われている土地開発公社への貸付金については、国から、他の方策による公的支援に移行する必要があると、避けるべきとされたところです。

また、住宅供給公社への貸付金については、その返済が出納整理期間になされるものであり、国から、不適切な取り扱いであるとして、速やかな見直しが求められており、道では、これらの貸付金については、いずれも見直す必要があると認識していたところです。

以上です。

○菅原和忠委員 住宅供給公社に対する単コロについては、平成28年度から、公社向けの短期貸付金を、段階的に長期貸付金へ転換を図り、見直しを行っているものと承知していますが、29年度において、土地開発公社への短期貸付金についてはどのような見直しを図ったのか、また、単コロ、オーバーナイトのそれぞれで、どの程度の金額が解消されたのか、あわせてお伺いをいたします。

○木村用地担当課長 短期貸し付けの見直しなどについてであります。土地開発公社への短期

貸付金では、道単独事業用地について、段階的に道が取得することで、その縮減を図っていくこととしており、平成29年度には3億円の縮減を図ったほか、公社自主事業用地への短期貸付金の106億円につきましては、本年度より、公社による銀行からの借り入れに変更し、その利子補給を道が行うという見直しを行ったところでございます。

また、住宅供給公社への短期貸付金につきましては、平成28年度から段階的に長期貸付金に転換することで、その縮減を図ることとしており、28年度は10億円、29年度は15億円、30年度は5億円、累計で30億円の縮減を行ってきているところでございます。

○菅原和忠委員 いずれの短期貸付金についても、その見直しの前提として、公社の経営改善を進めていくことを第一に取り組むべきであります。

道は、今後、短期貸付金の見直しを含め、公社の経営改善に向けどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○沖田清志委員長 建設部長岡田恭一君。

○岡田建設部長 今後の取り組みなどについてでございますが、土地開発公社への短期貸付金につきましては、国から、他の方策による公的支援に移行する必要があるとされており、避けるべきとされており、住宅供給公社への短期貸付金につきましても、国から、不適切な財政運営であるとして、見直しを求められているところでございます。

道といたしましては、今後とも、土地開発公社に関しましては、道単独事業用地の取得を段階的に進めるなど、毎年度、着実に短期貸付金の縮減に取り組み、住宅供給公社に関しましては、年間の収支見通しなどを踏まえつつ、できる限り長期貸付金への転換に取り組むとともに、両公社の事業収益の確保と効率的な事業運営のため、必要な情報提供や助言も行いながら、より一層の経営改善が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○菅原和忠委員 最後の課題の土地開発公社等の取り扱いについては、知事に改めてお伺いしたいと思いますので、委員長の取り計らいをお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○沖田清志委員長 菅原委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。加藤貴弘君。

○加藤貴弘委員 私からは、まず、水防災対策について伺ってきたいと思います。

平成28年8月に相次いで発生した台風による豪雨により、北海道を初め、岩手県など東北地方の中小河川においても堤防決壊や氾濫被害が生じたことを受け、道では、昨年度もさまざまな取り組みを展開していると承知しております。

そこで、道のこれまでの水防災対策に関する取り組み状況や今後の対応などについて伺ってまいります。

道は、北海道開発局と共同で、平成28年10月に検討委員会を設置し、さまざまな観点から検証を行い、平成29年3月に、今後の水防災対策のあり方及び行動計画を取りまとめたことと伺っております。

ますが、その経緯、内容について最初に伺います。

○**沖田清志委員長** 河川砂防課長金澤克人君。

○**金澤河川砂防課長** 水防災対策検討委員会についてでございますが、平成28年8月の連続台風の記録的な豪雨により、堤防決壊による大規模な浸水、幹線道路や橋梁、鉄道の被災、広範囲に及ぶ農業被害など、全道各地で甚大な被害が発生したところでございます。

このため、道と北海道開発局が共同で、今後の水防災対策のあり方を検討するため、学識者から構成される、平成28年8月北海道大雨激甚災害を踏まえた水防災対策検討委員会を設置いたしまして、その災害について、気象、治水、防災等の観点から検証を行ったところでございます。

この検討委員会は、平成28年10月から延べ3回開催し、平成29年3月の委員会報告といたしまして、気候変動を考慮した治水対策や、ハード対策とソフト対策の総動員、避難の強化と避難体制の充実など、7項目から成る、今後の水防災対策のあり方と、おおむね5年以内に取り組むべき行動計画が取りまとめられたところでございます。

○**加藤貴弘委員** 気候変動の影響予測について、昨年度、新たに検討委員会を設置し、十勝川流域と常呂川流域をモデルとして検討されたとのことですが、検討委員会の検討経緯や検討結果を踏まえ、今後、どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○**金澤河川砂防課長** 気候変動を考慮した治水対策についてでございますが、水防災対策検討委員会における行動計画を踏まえまして、昨年6月に、道と北海道開発局が共同で、北海道地方における気候変動予測（水分野）技術検討委員会を設置したところでございます。

ことしの3月までに3回の検討委員会を開催し、甚大な被害が発生した十勝川と常呂川をモデルケースといたしまして、気候変動の影響を予測し、想定される被害を検討したところでございます。

これによりますと、1951年から2010年までの60年間と比べ、2051年から先の60年間の気温が4度上昇した場合、各流域の計画規模の降雨量は約1.4倍に増加し、洪水量は1.5から1.7倍に増加することから、人的被害への影響が特に大きい洪水による浸水の深さが増加することが確認されたところでございます。

道といたしましては、今後、他地域の河川においても、同様の手法により、気候変動による降雨量の変化や河川への影響などの把握に努めてまいりたいと考えてございます。

○**加藤貴弘委員** 国土交通省は、昨年7月の九州北部豪雨災害など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえ、全国の中小河川を対象に緊急点検を実施し、その点検結果を中小河川緊急治水対策プロジェクトとして取りまとめ、昨年12月に公表しております。

このプロジェクトに基づき、道が管理している河川においても、再度の氾濫防止対策を進めていることとありますが、道管理河川におけるプロジェクトの対象河川はどの程度あるのか、また、現在の実施状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○**金澤河川砂防課長** 中小河川の治水対策についてでございますが、道では、これまで、近年大きな災害を受けた箇所や、洪水により甚大な被害が生ずるおそれのある箇所を優先するなど、効

果的、効率的な河川整備に取り組んできたところでありまして、現在、92河川、約810キロメートルにおいて事業を行っているところでございます。

これらの事業継続箇所の中で、近年洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により、多数の家屋や市役所などの重要施設の浸水被害が想定される区間を、中小河川緊急治水対策プロジェクトの対象といたしまして、21河川、約42キロメートルを抽出したところであり、これらの優先度が高い区間について、平成32年度までの完成を目指し、着実に事業を推進してまいります。

○加藤貴弘委員 現在実施している事業のうち、優先度が高い区間から完成を目指していくとのことではありますが、近年の記録的な大雨による洪水被害を踏まえますと、河川計画そのものを見直していく必要があると考えます。見解を伺います。

○沖田清志委員長 土木局長天野俊哉君。

○天野土木局長 河川計画の見直しについてであります。近年、局地的な豪雨により、現在の河川計画を上回る出水や計画区間外での浸水被害が頻発していることから、改修規模、整備区間などを含む、河川計画の見直しを行う必要があると認識しているところでございます。

このため、平成28年度に甚大な被害が発生した十勝管内の美生川では、整備区間を見直し、今年度から改修事業に着手したほか、ピウカ川では、改修規模などを見直しを検討しているところでございます。

また、留萌管内の古丹別川では、早期に河川の安全度を向上させるため、地域と協議しながら、河道整備のほか、洪水調節により被害を軽減する遊水地の整備を検討しているところであり、今後とも、必要な河川計画の見直しを進めるなど、道民の安全で安心な暮らしが守られるよう努めてまいります次第でございます。

○加藤貴弘委員 引き続き、治水施設の整備を進めるとのことです。

気候変動により災害の規模が大きくなり、また、頻度が高まることが予想される中、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するとの認識のもと、ハード、ソフトの両面から、あらゆる対策を総動員し、防災、減災に向けた取り組みを進めていく必要があります。

大洪水の発生に備えたハード整備には時間とコストを要することから、洪水からの避難を実効性のあるものとする対策として、地域住民等と、水害に対するリスク情報を共有することが重要となってきます。

道は、ソフト対策についてどのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

○沖田清志委員長 維持担当課長京田隆一君。

○京田維持担当課長 ソフト対策についてであります。道では、これまでも、河川改修などのハード整備を進めているところですが、施設では防ぎ切れない大洪水が発生した際には、住民の早期の避難が必要であり、これを実効性あるものとする対策としまして、河川の水位や洪水浸水想定区域の情報を地域と共有することが重要と考えているところでございます。

このため、従来の水位計に加え、新たに、低コストな危機管理型水位計の設置を進めているところでございます。

【第2分科会 11月9日 第3号】

また、これまでの想定を超える規模の降雨の多発を踏まえ、市町村がハザードマップを改定する際に必要となる洪水浸水想定区域図の提供を行っているところでございます。

さらに、浸水により相当な損害を生じるおそれのある河川につきましては、水防法に基づき、住民の避難に資する洪水情報を的確に提供する水位周知河川の追加指定を検討しているところでございます。

○加藤貴弘委員 住民の迅速な避難判断のためには、洪水時の水位情報をリアルタイムに提供することが重要であります。

このため、道は、危機管理型水位計の設置を進めているということではありますが、その設置状況と今後の見通しについて伺います。

○京田維持担当課長 危機管理型水位計の設置などについてであります。道では、危機管理型水位計の導入に際し、さまざまな課題が想定されますことから、試行的に、網走川水系のサラカオーマキキン川で設置を行ったところでございます。

この試行により、水位データの取得やその伝送に関する課題、主な設置箇所である橋梁への取り付け方法などについて、一定の整理ができましたことから、他の河川への設置を進めているところでございます。

今後の見通しにつきましては、3カ年で約580河川での設置を予定しており、そのうち、今年度は191河川での設置を行うこととしているところでございます。

○加藤貴弘委員 豪雨などの緊急時に、各市町村において、避難勧告等の発令など迅速な対応を行うためには、河川管理者と市町村との情報伝達などの連携強化や危機管理体制の強化を図ることが重要であると考えます。

道では、昨年8月に、道管理の洪水予報河川や水位周知河川に係る96市町村の避難勧告などの発令が確実に実行されることを目的としたホットラインを構築し、その後の大雨による出水時に実践されていると伺っております。

現在、各関係機関がとるべき防災行動を時系列で整理した水害対応タイムラインの作成を進めていると承知しております。その取り組み状況と今後の見通しについて伺います。

○沖田清志委員長 施設保全防災担当局長阿部島啓人君。

○阿部島施設保全防災担当局長 水害対応タイムラインについてであります。タイムラインは、洪水時の河川氾濫を前提に、いつ、誰が、何をするか注目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理するものでございまして、住民避難が円滑かつ迅速に行われるためには有効な取り組みと考えるところでございます。

道では、現在、洪水予報河川や水位周知河川に指定している136河川に係る97市町村におきまして、水害対応タイムラインの素案に関する協議を進めており、10月末現在で協議が調った44河川、38市町村において試行的な運用を始めたところでございます。

今後とも、各地域の減災対策協議会の場などを活用いたしまして、国や市町村などと連携を図りながら、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう、的確な避難判断を支援する取組

みとして、2021年度をめどに水害対応タイムラインの作成を進めてまいります。

○加藤貴弘委員 気候変動の影響により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想される中、水害リスクを共有し、水害に対する防災意識の向上に努めるとともに、ハード対策や避難行動を確実にを行うためのソフト対策を、河川管理者のみならず、流域の関係者が一体となって進めていくことが必要であります。

道は、今後、どのように国や市町村と連携を図り、水防災対策を進めていく考えなのか、伺います。

○沖田清志委員長 建設部長岡田恭一君。

○岡田建設部長 今後の水防災対策についてでございますが、近年の頻発する豪雨災害の傾向を踏まえまして、道では、水防災対策の重要性がますます高まっていると認識をしているところでございます。

このため、中小河川緊急治水対策プロジェクトなどのハード対策の取り組みを重点的に進めまますほか、ソフト対策として、現状の水害リスク情報、河川の整備状況等を国や市町村などと共有するため、昨年6月から、振興局など、地域ごとに設置した減災対策協議会を活用し、減災の取り組みを進めているところでございます。

道といたしましては、今後とも、これらの取り組みに必要な予算の確保に努めますとともに、社会全体で災害に備える水防災意識社会の再構築に向けて、地域との連携を一層強めながら、水防災対策をより計画的、一体的に推進するなど、水害に強い北海道づくりに向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 今後の対策についてお伺いをさせていただきましたが、大雨災害や豪雨災害が起こった際に、毎回のように、何年に1度とか何十年に1度などと言われております。

想定外と言われられないような対策をとることが、道民の暮らしを守ることにつながりますので、そのことも踏まえて、計画の見直しや対策に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、建築物の耐震化についてであります。

平成23年の東日本大震災を受けて、耐震改修促進法が改正され、利用者が多い大規模建築物は、耐震診断が義務化されました。

道内の耐震診断結果が昨年10月に公表され、ホテルや店舗などの民間大規模建築物は、公表対象の167件のうち、半数を超える93件で耐震性が不足するとの結果が明らかになりました。

公表から1年を経過し、これまでに、民間大規模建築物において耐震化がどの程度進んだのか、また、耐震化への対応が未定の建築物はどれだけあるのか、伺います。

○沖田清志委員長 建築安全担当課長宮森隆之君。

○宮森建築安全担当課長 耐震化の進捗状況などについてでございますが、昨年10月に耐震診断結果を公表した時点では、公表対象の民間大規模建築物の167件のうち、耐震性があるものは61件、耐震改修工事中のものは8件、耐震性が不足しているものは93件でありましたが、その後、

【第2分科会 11月9日 第3号】

9件の耐震改修工事が開始されたことなどから、先月末時点では、耐震性があるものは5件増加して66件、耐震改修工事中のものは4件増加して12件、耐震性が不足しているものは9件減少して84件となっています。

また、耐震性が不足している建築物の84件のうち、耐震化への対応が未定のものは41件となっております。

○加藤貴弘委員 耐震化への対応が未定の建築物につきましては、所有者による耐震化に向けた検討を早急に進めていく必要がありますが、道は、所有者に対してどのような働きかけを行ってきたのか、伺います。

○宮森建築安全担当課長 所有者に対する働きかけについてでございますが、道では、耐震化への対応が未定の民間大規模建築物について、本年2月と7月に、市町村を通じて、文書により、所有者の意向を把握するとともに、耐震改修に対する補助制度の活用を促したところでございまして、10月からは、市町村とともに、直接、所有者等に面会して、耐震化への早急な対応を働きかけているところでございます。

○加藤貴弘委員 ホテルや店舗などの民間大規模建築物につきまして、昨年10月の耐震診断結果の公表以降、耐震化に向けた取り組みが進められている例も見られますが、現在でも対応が未定の建築物が相当数あるなど、耐震化を一層促進していかなければならない状況にありますし、また、耐震性の課題解消に早急に取り組んでほしいというのが、このたびのような大規模な地震災害を経験した道民の率直な声であると考えます。

民間大規模建築物の耐震化に向け、今後、道はどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 住宅局長長浜光弘君。

○長浜住宅局長 今後の取り組みについてでございますが、今回の胆振東部地震では、多くの建築物が被害を受けており、多数の方々を利用する民間大規模建築物の耐震化は、道民の皆様の安全の確保はもとより、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも重要でありますことから、早急に耐震化を進める必要があると考えております。

このため、道といたしましては、引き続き、市町村と連携して、耐震改修に対する補助制度の活用を促すとともに、補助制度を設けていない市町村に対して制度創設を働きかけるほか、所有者にとって耐震改修費用の確保が課題となっておりますことから、国に対して、補助率の引き上げや、平成30年度末までの時限措置となっている補助制度の延長を要望するなど、早期の建築物の耐震化に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

○加藤貴弘委員 先月、建物用の免震・制振オイルダンパーを製造するKYBと川金が、検査データを改ざんし、大臣の認定基準などに不適合またはその疑いがある製品を出荷していたことが相次いで明らかになりました。

国内大手2社の不正は、建築物の耐震性能を低下させる、許すことができない行為であります。それだけにとどまらず、国民の間に免震・制振装置への不信感が広がっており、各地で進め

られている耐震化の取り組みに冷や水を浴びせる事態となっております。

問題となっている不正なオイルダンパーの出荷件数は、KYBの事案では全国で980件、川金の事案では全国で93件となっておりますが、道内の設置状況について伺います。

○宮森建築安全担当課長 道内の設置状況についてでございますが、KYBの事案につきましては、道内の11施設に、国土交通大臣の認定や顧客との契約内容に不適合または不適合の疑いがあるオイルダンパーが設置されてございまして、このうち、大臣認定に不適合な製品と公表されたのは、NHK新札幌放送局の1件、不適合の疑いがある製品と公表されたのは、道庁本庁舎、白石区複合庁舎、幕別町本庁舎の3件でございます。

また、川金の事案につきましては、函館市庁舎など、道内の2施設に、顧客との契約内容に不適合なオイルダンパーが設置されているところでございます。

○加藤貴弘委員 現在工事中の議会庁舎は、本会議、各委員会などが開催されるほか、道民が広く利用するホールや食堂などがあり、大規模な地震が発生した場合においても、安全、安心な施設として利用できるよう、免震工法を採用していると承知しております。

道庁本庁舎にオイルダンパーが設置されているとのことではありますが、新しい議会庁舎にも設置されるのか、また、設置される場合、メーカーや性能の確認方法について伺います。

○沖田清志委員長 大規模施設整備担当課長山口元君。

○山口大規模施設整備担当課長 道議会庁舎における免震装置についてでございますが、新しい道議会庁舎は、平成32年1月の完成に向けて現在工事中であり、地震の際の建物の揺れを軽減させるため、地階部分に、積層ゴムを40基、オイルダンパーを8基、設置する予定となっているところでございます。

道では、今回の事案を踏まえ、対応などについて工事受注者と協議を進めているところであります。今後、製造メーカーが出荷する製品の全てについて、性能確認試験を第三者の立会のもとで行うなど、性能確認の方法が適正なものであると判断した上でメーカーを決定するとともに、工事に当たりましては、性能確認試験が確実に履行され、所定の性能が確保されていることを、職員が立会して確認してまいる考えでございます。

○加藤貴弘委員 震災時に防災拠点となる道庁本庁舎や函館市庁舎などに不正なオイルダンパーが設置されていたことは、大きな問題と言わざるを得ません。

国土交通省によりますと、現時点で不適合と判明しているオイルダンパーが設置された建築物については、震度6強から7程度の地震で倒壊するおそれはないとしておりますが、大臣認定や顧客が求める水準に達していないわけでありますので、建築基準への適合性の確保や、免震装置などへの信頼の回復といった観点からは、オイルダンパーの交換など、メーカー側による速やかな対応が必要と考えます。

道は、これから、どのような対応をしていく考えなのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 建設部建築企画監平向邦夫君。

○平向建設部建築企画監 今後の対応についてでございますが、KYBと川金が、長期間にわた

【第2分科会 11月9日 第3号】

り、検査データを書きかえたオイルダンパーを出荷していたことは、建築物の所有者や道民の皆様には不安を与え、建築物の安全、安心に対する信頼を揺るがす行為であり、極めて遺憾であります。

道といたしましては、建築基準法を所管する特定行政庁として、KYB等に対し、詳細な情報の提供を求めるとともに、KYB等からの説明を踏まえ、事実の確認、違反の有無の確定、オイルダンパーを交換した後の是正措置の確認や必要な指導を行うほか、他の特定行政庁と連携して、オイルダンパーの速やかな交換などの対応を求めてまいります。

また、国において再発防止策などを検討するために、外部有識者により構成された委員会での検討状況を注視するとともに、製造メーカーに対し、今後策定される再発防止策の確実な履行を求め、建築物の安全、安心の確保に努めてまいります。

以上です。

○加藤貴弘委員 胆振東部地震によって、地震に対する道民の意識は特に高い状況となっております。その中でこのような事案でありますので、引き続き、適切な対応をお願いしたいと思います。

次に、除雪対応についてであります。

積雪寒冷地である北海道では、昨年度も、日本海側を中心に、大雪、暴風雪に見舞われており、冬期における安全で円滑な道路交通の確保が、道民生活や社会経済活動を支える上で非常に重要な課題となっております。

近年の諸経費や労務単価の上昇により、除雪に要する経費は年々増加傾向にあり、除雪予算の確保が喫緊の課題と考えます。

そこで、これまでの暴風雪時の対応や除雪予算の状況、今後の対策などについて伺ってまいります。

近年、猛烈に発達した低気圧の影響で、全道的に暴風雪災害が頻発しておりますが、これらを未然に防ぎ、道民生活への影響をできるだけ軽減することが必要であります。

道は、これまで、暴風雪対策にどう取り組んできたのか、お伺いいたします。

○京田維持担当課長 暴風雪への取り組みについてであります。道では、平成25年3月に、道東で、猛吹雪により立ち往生車両が続出するなど、大きな被害が発生した暴風雪災害を踏まえ、冬期間の道路管理の充実強化を図るため、学識経験者などで構成する、道路管理に関する検討委員会を開催し、提言をいただいたところでございます。

この提言に基づきまして、吹雪による視界不良が予想されるときに、あらかじめ通行規制を実施する特殊通行規制区間を拡充しましたほか、情報伝達の迅速化や情報発信拠点の拡充、平時の意識啓発などに取り組んできたところでございます。

さらに、その後も暴風雪が頻発しましたことから、平成27年度に検討委員会を再度設置し、2年間の取り組みの検証を行うとともに、課題の整理や取り組みの改善策について検討を行ったところでございます。

この検証の結果、暴風雪時の立ち往生車両の救助支援台数が減少するなど、一定の効果が確認されたところではありますが、一方で、通行規制の長時間化による地域への影響など、新たな課題も確認されましたことから、これまでの取り組みに加え、救急患者の搬送路線など、優先確保ルートの設定や、除雪作業の進捗状況を関係機関と共有するなどの取り組みを進めているところがございます。

○加藤貴弘委員 昨年度の冬は、全道の広い範囲で、例年より降雪量が多くなりましたが、降雪の状況と過去3カ年の除雪予算の推移について伺います。

○京田維持担当課長 降雪等の状況についてではありますが、平成29年度の降雪量は日本海側で多くなり、年間降雪量では、特に函館市で、前年度の約2倍となる、市の観測史上で第1位の510センチメートル、最大積雪深は、幌加内町で、全道の観測史上で第1位の324センチメートルを記録するなど、降雪量の全道平均は、平成28年度の約1.2倍で、過去5カ年の最大となったところがございます。

また、除雪費の推移につきましては、平成27年度が約134億円、28年度が約137億円、29年度は過去最高の約163億円となったところがございます。

○加藤貴弘委員 降雪量が非常に多い状況であったとのことではありますが、除雪予算は、それ以上に大きく増額しているとのことです。

なぜ、そうした状況になるのか、要因を伺うとともに、今年度の見込みについても伺います。

○京田維持担当課長 除雪費の増額要因についてではありますが、近年は、人件費の上昇などに伴い、労務単価や諸経費率などが上昇している中、昨年度は、降雪量が多かったことから、除雪費が過去最高となったところがございます。

今年度も、引き続き労務単価などが上昇していることに加え、新たに、除雪機械の償却費や維持管理費などで構成される機械損料が上昇し、除雪トラックの1時間当たりの単価が約1.3倍になるなど、所要額の増加が見込まれているところがございます。

○加藤貴弘委員 近年の諸経費や労務単価の上昇に加え、今年度は、除雪機械の損料が上昇するなど、除雪経費は年々増加しているとのことではありますが、厳しい道財政を考えると、一層のコスト削減を目指していかなければならないと考えます。

道では、どのように対応してきたのか、伺います。

○阿部島施設保全防災担当局長 コスト削減の取り組みについてではありますが、道では、公共土木施設の維持管理基本方針に基づきまして、道路利用者の安全確保に留意しながら、効率的、効果的な除排雪の取り組みを実施しているところございまして、これまでも、新雪除雪の出動基準について、5センチメートルから10センチメートルであったものを、10センチメートル以上に変更したほか、ロードヒーティングの設置範囲や稼働時間を見直すなど、限られた予算の中で、コスト削減の取り組みを進めてきたところがございます。

さらに、凍結路面对策におきまして、気温や交通量などの地域特性を把握しながら、凍結防止

剤の種類、散布量の見直しを進めるとともに、遠隔地に位置する道道を市町村道と一括して市町村が除雪を行う業務委託や、道道と市町村道の除雪区間の交換など、関係機関と連携しながら、効率的、効果的な除排雪を実施することにより、一層のコスト縮減の取り組みに努めてきたところでございます。

○加藤貴弘委員 近年の気候変動を踏まえますと、ことしも、大雪、暴風雪による災害や交通障害の発生が危惧されるところであります。

また、今年度の除雪予算も増額せざるを得ない状況が懸念されるとのことでありますが、今後の暴風雪などによる災害の軽減や財源の確保に向けて、どのように取り組んでいくのか、考えをお伺いいたします。

○岡田建設部長 この冬の対応についてでございますが、国におきましては、昨年度の記録的な大雪による交通障害を受け、大雪時の道路交通確保対策として、学識経験者などから成る委員会より、集中的な大雪時の予防的な通行規制や関係機関の連携の強化など、新たな取り組みについての提言が示されたところでございます。

道におきましても、道路管理に関する検討委員会の提言に基づきまして、特殊通行規制の適切な運用や、カーナビで情報を提供する通行規制路線の拡大など、さまざまな取り組みを進めますとともに、本格的な降雪期を迎える前に、建設管理部の出張所ごとに、道路管理者を初めとする関係機関との連絡協議会を開催し、豪雪時の対応などについて情報共有を進めるなど、道路利用者の安全確保に努めているところでございます。

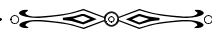
この冬につきましても、除雪業務の経費の増大が見込まれる中、さまざまなコスト縮減や、効率的、効果的な除排雪の取り組みに一層努めますとともに、必要な予算を国に要望するなど、財源の確保に努め、道民の皆様の安全で安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○沖田清志委員長 加藤(貴)委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 0 時 休憩



午後 1 時 開議

○太田憲之副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部所管にかかわる質疑の続行であります。

中山智康君。

○中山智康委員 それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

北海道の強靱化の推進についてでございますが、東日本大震災を契機に、平成25年に国土強靱化基本法が制定されました。

この法律では、我が国において、国難級の災害の発生が否定できない状況にある中、財政難から財源は限られており、脆弱性評価の実施により優先順位を決め、強靱化関連施策を推進すると

され、国難級の災害として、南海トラフ巨大地震と首都直下地震などが明記されております。

内閣府は、南海トラフ巨大地震においては、最大で、死者が32万3000人、被害額が214兆円、また、首都直下地震では、最大で、死者が2万3000人、被害額が95兆円と想定しておりますが、土木学会では、今年6月、地震の発生から、経済がほぼ回復すると見られる20年後までの経済的損失として、南海トラフ巨大地震では1410兆円、首都直下地震では778兆円と推計したと報告書で公表しております。

いずれにしても、こうした大規模災害が一たび発生すれば、人命やインフラ、農林水産物などへの直接被害にとどまらず、ライフライン、交通網の寸断などにより、日常生活や経済活動などにも多大な影響を及ぼすことになり、天文学的な経済的損失となることが想定されます。

こうした試算は、本道とは直接的な関係がないようにも思われますが、先日発生しました胆振東部地震を初め、近年頻発する風水害や雪害、さらには、私の地元でおおむね20年から30年の周期で発生している火山噴火といった大規模自然災害を考えると、決して他人ごとではありません。

土木学会の報告書では、事前に公共インフラ対策を行うことにより、南海トラフ巨大地震、首都直下地震とも、経済被害が3分の1から6割程度軽減されるとされており、事実、今年の7月の豪雨では、兵庫県が取り組んできた河川整備や砂防堰堤などの防災対策の効果が発揮されたと言われていることから、災害被害の軽減、災害後の経済活動の迅速な復旧につながるインフラの整備、老朽化対策、適正な維持管理、更新をしていく必要があると考えます。

道では、平成27年3月に、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北海道強靱化計画を策定しておりますが、初めに、この強靱化計画では、どのような施策がどのように推進されるようになったのか、お伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 建設政策課長白石俊哉君。

○白石建設政策課長 強靱化計画の推進についてであります。道では、大規模自然災害から、道民の皆様方の生命、財産と社会経済システムを守ることを目標として、平成27年3月に強靱化計画を策定し、毎年度のアクションプランに基づき、本道の強靱化に向けた、ハード、ソフトが一体となった取り組みを推進することとしております。

今年度のアクションプランにおきましては、自然災害に対する脆弱性の克服に向けた防災・減災対策などを柱とし、社会資本ストックの老朽化対策や住宅建築物などの耐震化、治水、暴風雪・豪雪対策のほか、土砂災害警戒区域の指定など、取り組むべき具体的な施策内容を明らかにし、積極的に推進することとしております。

○中山智康委員 それでは、具体的に聞いてまいりますが、まず、建築物の耐震化についてであります。

強靱化計画の推進に当たっては、計画の実効性を高めるため、向こう1年間における具体的な施策の推進方策であるアクションプラン2017を策定しているとのことですが、各施策の推進状況に関し、順次伺ってまいります。

【第2分科会 11月9日 第3号】

初めに、建築物の耐震化についてですが、昨年10月に公表された耐震診断結果においては、耐震診断の対象となった727件の建築物のうち、176件で耐震性が不足しているとなっております。

内容を見ると、公共建築物が83件、民間建築物が93件となっており、中には、耐震改修の予定がないとされているものもあります。

特に、耐震性が不足しているホテルなどの民間大規模建築物について、道では、耐震化を促進するため、平成27年から、耐震改修費用を補助する市町村に対する支援制度を設けております。

まず、平成29年度の実績についてお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 建築安全担当課長宮森隆之君。

○宮森建築安全担当課長 耐震改修補助の実績についてでございますが、道では、平成29年度に、函館市や登別市など五つの市や町に対し、ホテルなどの民間大規模建築物の耐震改修工事の8件、補強設計の6件を対象に、4億7448万4000円を補助してございまして、耐震性が不足している民間大規模建築物は、昨年10月の耐震診断結果の公表時点では93件でございましたが、先月末時点では84件に減少したところでございます。

○中山智康委員 公共建築物については、各自治体等において早急に取り組みを進めていくことは当然としまして、民間建築物についても、今回の胆振東部地震の発生を踏まえ、道として、改めて、各所有者に対して耐震改修に向けた働きかけを行っていく必要があると考えます。

また、国においては、耐震改修を促進するため、平成30年度までを期限とする補助制度を講じていますが、道内における耐震改修が進んでいない状況に鑑みると、補助制度の延長はもとより、補助率の引き上げなど、制度の充実について国に要望していく必要があると考えます。

一たび大規模地震が発生すると、たとえ耐震改修を行っていても、風評被害なども相まって、ホテル・旅館業などは大きなダメージをこうむることとなります。

ましてや、耐震改修が進んでいなければ、さらにダメージは大きくなるわけでありまして、今回の胆振東部地震の発生を大きな教訓として、道として、市町村と連携し、民間大規模建築物の耐震改修に強力に取り組んでいく必要があると考えますが、今後の取り組みを伺います。

○太田憲之副委員長 住宅局長長浜光弘君。

○長浜住宅局長 耐震化の取り組みについてでございますが、今回の胆振東部地震では、多くの建築物が被害を受けており、ホテルなどの民間大規模建築物の耐震化は、道民の皆様の安全確保はもとより、地域経済を支える観光などの振興を図る観点からも重要であることから、早急に耐震化を進める必要があると考えております。

道では、市町村と連携して、耐震化への対応が未定の民間大規模建築物の所有者に対し、意向を確認した上で、耐震改修に対する補助制度の活用を促し、耐震化への早急な対応を働きかけるとともに、国に対し、平成30年度末までの時限措置となっている補助制度の延長に加え、補助率の引き上げなど、所有者にとって利用しやすい制度となるよう要望し、早期の建築物の耐震化に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

○中山智康委員 次に、建築物の老朽化対策について伺います。

道有建築物の老朽化が進行する中、強靱化計画においては、北海道インフラ長寿命化計画に沿って、建築物の長寿命化に向けた計画的な維持管理や施設の更新など、老朽化対策を実施することとされております。

そこで、道有建築物における平成29年度の長寿命化の実績と、老朽化対策に向けた今後の取り組みについて伺います。

○太田憲之副委員長 建築保全課長高島正秀君。

○高島建築保全課長 道有建築物の老朽化対策についてであります。道では、平成27年度に、北海道インフラ長寿命化計画を推進する北海道ファシリティマネジメント推進方針を策定し、28年度からは、法定耐用年数を迎える施設について長寿命化診断を実施し、その結果を踏まえ、順次、改修設計、改修工事を行っているところでございます。

平成29年度の実績につきましては、28年度の診断の結果を踏まえて、改修設計に着手したものが7施設、うち、改修工事に着手したものが3施設、また、新たに診断を行ったものが5施設となっているところでございます。

今後も、計画的な修繕と長寿命化を推進し、適切な施設の維持管理と更新を図り、道有建築物の老朽化対策に取り組んでまいります。

○中山智康委員 施設の更新問題は同じ時期に出てきていますので、予算の確保は本当に大事な話だと思いますから、ぜひとも、お願いしたいなと思っております。

次に、土砂災害対策についてであります。近年、台風や豪雨などの自然災害が大規模化、多発化していくことに伴い、河川の氾濫、土砂災害などの被害が多く、多くの地域で発生をしております。

また、さきの胆振東部地震においては、大規模な土砂崩れにより、多くのとうとい人命が奪われました。

平成26年に土砂災害防止法が改正され、道においては、土砂災害警戒区域の指定を初め、土砂災害対策に取り組んできているものと承知しておりますが、以下伺ってまいります。

土砂災害警戒区域の指定に当たっては、区域指定や対策に必要な調査を実施する必要がある、土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針において、各都道府県はおおむね5年程度で基礎調査を完了させるとなっております。

本道において、基礎調査の対象は約1万2000カ所となっており、伊達市内でも146カ所ありまして、調査が進められております。

道では、基礎調査の実施について、優先順位など、どのような考え方のもとで進めているのか、昨年度までの基礎調査の進捗状況とあわせてお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 砂防災担当課長山廣孝之君。

○山廣砂防災担当課長 基礎調査の進捗状況などについてであります。道では、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の実施に当たりまして、過去に土砂災害が発生した危険箇所のほか、人家の多い地域や、社会福祉施設、学校、医療施設などがある地域を優先し、連合町

内会など、広域的な単位で行ってきたところがございます。

平成29年度におきましては、対象となっている1万1800カ所のうち、7999カ所で調査を完了しまして、7割程度の進捗状況となっているところがございます。

○中山智康委員 道においては、平成31年度までに、全ての対象箇所の基礎調査を終えるとしておりますが、長野県など、本道よりも調査箇所が多い県でも、既に基礎調査が完了しているところもございます。

全国の基礎調査の進捗状況及び本道における調査完了の見通しについて伺いをいたします。

○山廣砂防災害担当課長 基礎調査の完了の見通しなどについてであります。全国の基礎調査の進捗状況は、国の公表によりますと、平成29年度末時点で、対象となっている約66万カ所のうち、約57万5000カ所で調査を完了し、9割程度の進捗状況であり、長野県など22の府県では、全ての調査が完了したところです。

道といたしましては、引き続き、コスト縮減や効率的な調査に取り組むとともに、必要な予算の確保に努めまして、平成31年度の完了を目指し、調査を行ってまいります。

○中山智康委員 基礎調査の結果に基づき、道では、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定し、市町村においては、地域防災計画への記載やハザードマップの作成など、情報伝達、警戒避難体制の整備を行うこととなります。

例えば、伊達市では、これまで72カ所が土砂災害警戒区域として指定されている一方、未指定箇所が28カ所となっています。

平成29年度までの、道内の土砂災害警戒区域の指定状況について伺います。

○山廣砂防災害担当課長 区域指定の状況についてであります。道では、これまで、区域指定に当たりまして、住民説明会を開催するなど、地元の理解を得ながら手続を進めているところであり、平成29年度末までに、基礎調査の対象となっている1万1800カ所のうち、5240カ所を指定しており、4割程度の進捗状況となっているところがございます。

○中山智康委員 土砂災害警戒区域の指定がなかなか進まない要因として、区域の指定による地価の低下を懸念する住民から理解が得られないなどの課題があるものと承知しております。

しかしながら、他県と比較して区域の指定がおこなわれている状況や、近年の自然災害の発生状況等を勘案すると、土砂災害警戒区域の早期指定に向けて、より一層、取り組みを進めていかなければならないものと考えますが、道ではどのように対応しようと考えているのか、伺います。

○太田憲之副委員長 土木局長天野俊哉君。

○天野土木局長 早期指定への取り組みについてであります。土砂災害から迅速かつ円滑な避難を行うためには、土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成などは極めて重要であると認識しているところがございます。

道としましては、講演会などの開催や、道の広報紙などを活用し、土砂災害の危険性や区域指定の重要性などについて、地域の方々の理解を得ながら、道民の安全、安心な暮らしが守られるよう、市町村と一層連携を図り、早期の区域指定に取り組んでまいります。

○中山智康委員 次に、火山噴火についてです。

道では、常時観測火山において、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を推進し、計画に基づく砂防対策を、関係機関との連携のもと、計画的に推進することとされておりますが、火山噴火に伴う土砂災害対策の内容と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○山廣砂防災担当課長 火山噴火に伴う土砂災害対策についてであります。道では、これまで、近年、噴火活動を繰り返し、被害があった有珠山、十勝岳、北海道駒ヶ岳におきまして、火山泥流による被害を軽減するため、砂防堰堤や遊砂地などの砂防施設の整備を進めてきたところ です。

また、これら3火山のほか、常時観測火山である樽前山と雌阿寒岳を加えた5火山において、火山噴火の兆しがあらわれた際に緊急的、応急的に行う対策をあらかじめ策定する火山噴火緊急減災対策砂防計画を平成27年度までに策定し、ブロックなどの資材の備蓄や監視カメラなどの機器の整備を進めるとともに、国、市町村などと、監視・観測情報の共有に努めているところでございます。

道といたしましては、これらの取り組みに加え、常時観測火山の追加や、活動火山対策特別措置法の改正を受け、アトサヌプリ、大雪山、倶多楽、恵山の4火山についても、国や関係機関と連携しまして、緊急減災対策砂防計画を策定し、警戒避難体制の整備を図るなど、火山噴火による土砂災害対策に取り組んでまいります。

○中山智康委員 次は、治水対策についてであります。

一昨年8月の連続台風により、道内各地で河川の浸水被害が発生しており、道では、これまでも、洪水に備えるための治水対策を進めてきたと認識しておりますが、今年7月の豪雨においても、上川地方を中心に、再び大きな被害が発生しております。

アクションプランでは、近年、浸水被害を受けた河川や、一昨年8月に甚大な被害を受けた河川、人口、資産が集中する都市部を流れる河川の整備などを重点的に推進することとなっておりますが、これまでの取り組み状況と今後の取り組みについてお伺いします。

○太田憲之副委員長 河川砂防課長金澤克人君。

○金澤河川砂防課長 河川整備の取り組みなどについてでございますが、近年の頻発する豪雨災害を踏まえ、道では、道民の皆様の生命や財産を守る河川整備の重要性がますます高まっていると認識しているところでございます。

このため、全国の中小河川の緊急点検結果を踏まえ、昨年12月に取りまとめた中小河川緊急治水対策プロジェクトに基づきまして、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により、多数の家屋や市役所などの重要施設の浸水被害が想定される足寄町の利別川、札幌市の望月寒川など、21河川、約42キロメートルの区間について、平成32年度までの完成を目指し、重点的に整備を進めているところであり、今後とも、緊急度が高い箇所を優先するなどして、効果的、効率的な河川整備に取り組んでまいります。

○中山智康委員 近年頻発する異常気象では、冬の期間においても、爆弾低気圧がたびたび発生

し、全道で暴風雪災害が起きており、アクションプランでは、暴風雪時における道路管理体制の強化等を推進することとなっておりますが、平成29年度の実績と今後の取り組みについて伺います。

○太田憲之副委員長 維持担当課長京田隆一君。

○京田維持担当課長 道路管理体制の強化などについてであります。寒冷多雪の北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害が頻繁に発生しているため、道の強靱化計画では、暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生を、起きてはならない最悪の事態に設定しており、暴風雪時における道路管理体制の強化と除雪体制の確保を、北海道強靱化施策プログラムの施策項目としているところでございます。

平成29年度の実績としましては、3月1日から2日にかけて、日本海側で数年に1度の暴風雪、太平洋側で記録的な大雪となるなど、全道各地で大荒れの天気となり、暴風雪による特殊通行規制区間など、延べ137路線、166区間で早目に通行止めとするなど、道路利用者の安全を確保したところでございます。

また、関係機関と、あらかじめ、電話やファクスで通行規制の情報共有を行いましたほか、道の除雪車を市町村に貸し出すなど、道路管理者間の連携を図り、暴風雪時における災害の発生を未然に防いだところでございます。

今後も、冬期間における安全で円滑な道路交通の確保を図るため、カーナビで情報を提供する通行規制路線を拡大するなど、さまざまな取り組みを進めるとともに、安定的な除雪体制の確保や道路管理者間の連携の取り組みを進めてまいります。

○中山智康委員 道では、強靱化計画の実効性を高めるため、各施策の進捗状況を検証しながら、毎年度、アクションプランを策定しておりますが、幾らその手法が正しくても、施策の実現については、予算の確保があってのことです。

強靱化に向けた建設部の今後の取り組みと、その決意についてお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 建設部長岡田恭一君。

○岡田建設部長 今後の取り組みについてでございますが、一昨年の台風被害や、ことし9月の胆振東部地震など、近年は、道内におきましても、甚大な被害をもたらす大規模自然災害が頻発しているほか、社会資本の老朽化が課題となっております。強靱化に向けた取り組みの重要性が高まっているところでございます。

道では、これまでも、強靱化計画に基づいて、防災・減災対策を初め、施設の長寿命化や、強靱化を支えるネットワークの整備などを進めてきたところでありますが、こうした施策を計画的に推進していくためには、安定的な予算の確保が必要であると認識しているところでございます。

このため、道といたしましては、本道の強靱化に向け、社会資本の戦略的、効果的な整備を着実に進めるため、引き続き、国へ要望するなどして、必要な予算の確保に努め、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう、より一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○**中山智康委員** いずれにしても、人口減少、財政難を背景にしながら考えていくと、災害対策に予算が必要ではあるのですが、実に厳しい状況だと思っています。

ただ、先ほど申し上げた土木学会の報告書などでもありましたが、一度発生したら経済的損失は本当にでかいものですから、ぜひとも、この辺は団結して頑張っていたきたいなと思っています。

次に、コンパクトなまちづくりについて伺います。

全国的にも、多くの地方都市で、今後、急速な人口減少が見込まれ、人口が減少し、居住が低密度化すれば、医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスの提供が困難になりかねない状況にあります。

このような中、高齢者でも、健康、快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、持続可能な都市経営を可能にすること、低炭素型の都市構造の実現、さらには、災害に強いまちづくりの推進などが求められておまして、都市全体の構造の見直し、コンパクトなまちづくり、それと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であります。

北海道では、全国を上回るスピードで人口減少や少子・高齢化が進行し、広域分散型の都市構造と相まって、地域の経済や生活など、さまざまな影響が懸念されており、効率的な集約型都市構造への転換などが必要となってくると承知をしております。

そこで、道のコンパクトなまちづくりに向けた取り組みについて伺います。

まず、これまで、道はどのような取り組みをされてきたのか、伺います。

○**太田憲之副委員長** まちづくり局長永山秀明君。

○**永山まちづくり局長** コンパクトなまちづくりに向けた取り組みについてであります。道では、平成18年に、コンパクトなまちづくりに向けた基本方針を策定し、市町村と連携を図りながら、コンパクトなまちづくりに取り組んできたほか、平成28年には、コンパクトなまちづくりにあわせて、低炭素化、資源循環、生活を支える取り組みを一体的に進める北の住まいるタウンの基本的な考え方を策定いたしまして、まちづくりセミナーの開催やガイドブックの作成などにより、市町村への普及啓発に努めてきたところであります。

また、国においては、コンパクトなまちづくりを推進する方策として、平成26年に都市再生特別措置法を改正し、市町村が立地適正化計画を作成できることとしており、道では、この取り組みを促進するため、市町村に対しまして、情報提供や助言を行ってきたところでございます。

○**中山智康委員** ただいまの答弁で、立地適正化計画が出てまいりました。

立地適正化計画において、居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めるとのことですが、それぞれの区域は、どのような考え方のもとで定めるのか、伺いをします。

○**太田憲之副委員長** 都市計画課長縄田健志君。

○**縄田都市計画課長** 誘導区域の考え方についてであります。都市機能誘導区域は、医療、福

【第2分科会 11月9日 第3号】

社、商業等の都市機能を、都市の中心拠点や生活拠点に誘導して集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域でありまして、徒歩等の移動手段による各種の都市サービスの回遊性など、地域としての一体性の観点から、具体の区域を検討することとされております。

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティーが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域でありまして、拠点地区へのアクセス性、生活サービス施設の持続性、災害等に対する安全性を考慮し、具体の区域を検討することとされております。

○中山智康委員　そこで、道内における計画の作成状況はどのようになっているのか、伺います。

○縄田都市計画課長　道内の取り組み状況についてでございますが、道内では、札幌市や旭川市など4市2町で、立地適正化計画を作成し、公表しているところでございます。

また、現在、6市7町が、計画作成に向け、具体的な取り組みを行っているところでございます。

○中山智康委員　人口減少とか財政難を踏まえていくと、まだまだ少ない状況だと思っておりますから、趣旨をしっかりと市町村の皆さんに理解していただいて、もっともっとふやしていかなきゃいけないと思っております。

これは、災害にもつながる話でありまして、防災面からも必要だと思っておりますので、ぜひとも、具体に取り組みをされるよう、お願いしたいなと思っております。

最後に、道は、立地適正化計画の作成の促進に向けてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○岡田建設部長　今後の取り組みについてでございますが、人口減少や少子・高齢化等という課題がある中、持続可能で、コミュニティーが維持されるまちづくりに向けて、立地適正化計画など、コンパクトなまちづくりの取り組みは有効な施策であると考えているところでありまして、道といたしましても、国や市町村と連携を図って取り組む必要があると認識しているところであります。

このため、市町村が立地適正化計画を作成するに当たり、都市の現状分析や、将来の姿を検討する必要がありますことから、道といたしましては、連絡会議などを活用し、制度の周知や計画作成に係る情報提供のほか、きめ細やかな助言などを行うとともに、北の住まいるタウンなどの先進事例を広く周知するなど、道内において、コンパクトなまちづくりの取り組みが一層広がるように努めてまいります。

以上でございます。

○中山智康委員　終わります。ありがとうございました。

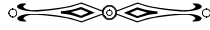
○太田憲之副委員長　中山委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管にかかわる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩



午後1時35分開議

○太田憲之副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 水産林務部所管審査

○太田憲之副委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

千葉英守君。

○千葉英守委員 通告に従いまして、質問してまいりたいと思います。

本道の漁業生産量は、2年連続で100万トンを下回るということで、消費地である札幌市内の水産関係者も、将来の水産業について大変心配をしておられます。これは、漁業のみならず、水産加工業や流通業などの産業にも大変影響を与えていることから、大変心配しているところであります。

その中で、栽培漁業は、安定した生産が見込まれることから、漁業生産の早期回復のみならず、漁業経営の安定が図られ、漁村地域における就業者の定着、増加も期待される重要なものでありまして、栽培漁業の状況などについて、端的にお伺いをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

初めに、本道の漁業生産量に占める栽培魚種の割合はどのように推移をしているのか、最初に伺いたしたいと思います。

○太田憲之副委員長 水産振興課長佐藤伸治君。

○佐藤水産振興課長 栽培漁業が占める割合についてであります。北海道水産現勢によると、平成10年の本道の漁業生産量の165万トンのうち、ホタテガイの種苗放流やアキサケのふ化放流、昆布の養殖などの栽培漁業の対象魚種による生産量は66万トンと、全体の40%を占め、20年では、漁業生産量の141万トンのうち、66万トンの47%と増加したところです。

直近の平成29年では、イカやスケトウダラなどの回遊魚のほか、ホタテガイ、アキサケなど栽培魚種も大幅に減少し、漁業生産量は、速報値で、91万トンのうち41万トンと、ほぼ横ばいの45%となる見込みであり、栽培漁業の占める割合が高まっているところであります。

○千葉英守委員 年々、栽培漁業の割合が高まっているわけでありまして、近年、本道の栽培漁業の3本柱であるホタテガイ、アキサケ、昆布の生産量が減少していると聞いております。

近年のこれらの魚種の生産の状況と、生産回復に向けた取り組みについて伺いたしたいと思います。

○佐藤水産振興課長 ホタテガイなどの生産回復についてであります。本道の主要魚種である

【第2分科会 11月9日 第3号】

ホタテガイ、アキサケ、昆布の、平成25年と29年を比較した近年の生産状況は、海洋環境の変化や自然災害の発生による影響などにより、ホタテガイでは45万4000トンが28万2000トンに、アキサケでは13万1000トンが5万5000トンに、昆布では7万6000トンが6万5000トンに、大きく減少しています。

このため、道では、漁業団体や試験研究機関などと連携し、ホタテガイでは、波浪の影響を受けにくい漁場づくりや養殖技術の改良、アキサケでは、稚魚の飼育環境を改善するための施設改修や、疾病予防対策による健康な稚魚の育成、沿岸環境に合わせた放流時期の見直し、昆布では、種の散布や雑海藻の駆除を効果的に行うための漁場マップづくりを進めるなど、生産回復に向けて取り組んでいるところであります。

○千葉英守委員 ホタテガイなどの3本柱以外にも、日本海のヒラメやニシン、太平洋のマツカワなど、海域ごとに、また、ウニやナマコなど、漁協単位でもさまざまな栽培漁業に取り組まれているところであります。

このうち、マツカワについては、かつて、漁獲がほとんどなく、幻の魚と言われていたわけですが、種苗放流事業を続けた結果、近年は安定した水揚げが続いていると聞いております。

取り組みの現状と課題について、あわせてお伺いをしたいと思います。

○佐藤水産振興課長 マツカワの取り組みについてであります。道では、マツカワの資源造成を図るため、伊達市とえりも町に栽培漁業センターを整備し、平成18年より、函館市からえりも町までの漁業協同組合や市町村で構成されるえりも以西栽培漁業振興推進協議会が、マツカワの種苗生産を北海道栽培漁業振興公社に委託し、100万尾の放流を行ってきたところであります。また、水産試験場と連携して、初期餌料の改良や疾病対策などの指導を行ってきたところです。

この結果、えりも以西の太平洋海域のマツカワの漁獲量は、放流開始当初の平成18年度では10トン程度であったものが、29年度には146トンと、目標である150トンにほぼ達しており、今後とも、安定的に種苗を生産し、放流を行うことが必要となっております。

一方、漁獲金額は、目標の2億4000万円に対して2億円と、8割程度にとどまり、魚価の向上が課題となっているところです。

○千葉英守委員 すごい数字になってまいりました。

漁獲量がふえると魚価が下がるのはやむを得ない面もあり、また、ふえた分、マーケットを拡大するなどして、魚価の維持向上を図っていくべきであります。かつて幻の魚と言われたマツカワは、道民にもなじみが薄いと言っても過言ではないだろうと思います。

魚価の維持向上に向けてどんな取り組みを行ってきているのか、お伺いしたいと思います。

○太田憲之副委員長 水産食品担当課長佐々木剛君。

○佐々木水産食品担当課長 魚価の維持向上の取り組みについてであります。種苗放流により漁獲が大幅に増加したマツカワは、放流事業を継続する上で、魚価の維持向上が重要であることから、知名度向上や消費の拡大の取り組みを進めてきたところです。

このため、道としても、以西協議会が行う、旅行雑誌とタイアップした、札幌圏の回転ずし店、地域の宿泊施設や飲食店での特別メニューの提供、さらには、本年8月、大阪で開催された北海道命名150年記念「食とワインのタベ」への出展などの取り組みに対して支援を行っており、雑誌社が行った読者アンケートによると、マツカワの知名度は、平成27年の48%から、29年の64%へ向上しております。

これらの結果、漁獲がふえ始めた平成20年度の平均単価は1キロ当たり1008円でありましたが、29年度には1358円となり、一定の成果があらわれているところであります。

○千葉英守委員 市民の方々によく食べていただくためには、それなりの食べ方について、例えば北海道全調理師会の調理師の皆さん方に研究をしていただくとか、そういったことをしながら、和洋中でどのような食べ方にしたらいいかを示していくことも大きな要素になるのではないかとということで、御提案をしておきたいと思っております。

次に、ナマコは、中国などへの輸出の進展により価格が上昇し、漁業者からは、栽培漁業による資源増大に対する期待が大きいと聞いておるところであります。取り組みの状況と課題について伺いをしたいと思います。

○佐藤水産振興課長 ナマコの栽培漁業の取り組みについてであります。道では、ナマコ資源の増大を図るため、道総研と連携し、平成21年度に道総研が作成した人工種苗の陸上育成マニュアルや、23年に開発された、荷さばき所の水槽を活用した簡易な技術の普及を図った結果、全道の種苗放流数は、20年は、体長が5ミリメートル以上を主体に96万個だったものが、29年には、1ミリメートル程度の稚仔ナマコが大幅に増大し、4577万個と拡大しているところであります。

また、生き残る割合が高い放流サイズや時期などを把握するため、種苗の追跡調査を行うとともに、親ナマコのDNAを用いた標識技術を開発したところであります。漁業者からニーズが高い大型種苗の確保や、各海域における放流効果の精度を高めるための放流種苗の移動範囲の解明などが課題となっているところであります。

○千葉英守委員 以上、本道の栽培漁業の現状や課題について伺ってまいりました。

回遊魚を中心に漁業生産が減少している中、本道の水産業の振興を図り、地域の漁業者が安定して漁業を営み、孫子の代においても継続させていくためにも、安定した生産が期待できる栽培漁業の取り組みを一層充実強化していかなければならないと考えているわけではあります。部長の所見をお伺いしたいと思います。

○太田憲之副委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございます。道では、これまで、栽培漁業を積極的に推進し、栽培漁業の占める割合は高まっております。近年の海洋環境の変化や、たび重なる自然災害の影響などにより、ホタテガイ、アキサケなどの栽培魚種も含め、本道の漁業生産量は大きく減少しているところでございます。

このため、波浪の影響を受けにくいホタテガイの漁場づくりなど、主要な栽培魚種の生産回復の取り組みを進めるとともに、マツカワの健康な稚魚の育成に加え、消費者の嗜好やニーズに対

【第2分科会 11月9日 第3号】

応した料理の提案などによる消費の拡大、ナマコの大型種苗を育成するための、漁港の静穏域を活用した中間育成技術の開発など、漁業生産の早期回復と漁業経営の安定に努めてまいる考えでございませう。

道といたしましては、北海道水産業・漁村振興条例において、栽培漁業の推進を基本的な施策と位置づけておりまして、今後とも、漁業者が将来にわたり安心して漁業を営み、次世代に引き継ぐことができるよう、栽培漁業の充実強化に取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○千葉英守委員 ただいま、栽培漁業を充実強化するとの答弁がありましたけれども、栽培漁業は、漁業者負担を基本に運営されております。

漁業生産量が減少して、漁業者の負担は年々厳しくなっているわけではあります。持続的に栽培漁業の取り組みを行っていくためには、漁業者負担の軽減が図られていかなければならないと考えます。種苗生産経費の削減など、財源の確保に努め、栽培漁業の一層の効率化に取り組むことを指摘させていただきたいと思ひます。

次に、日本海で取り組まれているニシンについて、少しくお伺いをしてまいりたいと思ひます。

道は、平成8年度に、稚内から積丹までの日本海北部海域を対象に、日本海ニシン資源増大プロジェクトに着手されました。その後も、漁業者や市町村など、地域関係者の資源回復に向けた粘り強い取り組みが実を結び、ことしは、何と2500トンを超える水揚げ高を記録したところであります。

このプロジェクトの取り組みなど、日本海におけるニシン資源増大対策について、以下、何点か伺ってまいりたいと思ひます。

初めに、道が進めてきた日本海ニシン資源増大プロジェクトはどのようなものなのか、そして、その概要はどのようなになっているのか、お聞きしたいと思ひます。

○佐藤水産振興課長 プロジェクトの概要についてであります。道では、日本海北部海域のニシンの資源増大を図るため、平成8年度から、第1期の日本海ニシン資源増大プロジェクトをスタートさせ、石狩湾系ニシンを対象に、人工種苗生産技術の開発、ホンダワラなど、ニシンが産卵する藻場の分布状況の把握、稚仔魚の分布、年齢や成長、成熟、産卵期など、資源管理対策の検討に必要な調査を実施し、資源増大を図るための多くの基礎的な知見を得たところであります。

平成14年度からの第2期では、これまで得られた知見を用い、200万尾の大規模な試験種苗放流事業を実施するとともに、藻場の造成技術の開発や、産卵親魚、稚魚の保護など資源管理対策を進め、20年度からは、漁業者主体の取り組みに移行しているところであります。

○千葉英守委員 日本海北部海域では、漁協などを構成員とする地域の協議会が中心となって、プロジェクトの成果を生かした取り組みが進められており、そのことが今日の漁獲に結びついたものと考えておりますが、日本海北部海域でのこれまでの取り組みはどのようなになっているのか、お聞きしたいと思ひます。

○佐藤水産振興課長 日本海北部海域の取り組みについてであります。日本海北部海域では、道のプロジェクトの成果を受け、市町村と漁協で構成する日本海北部ニシン栽培漁業推進委員会が、平成20年度から、毎年、200万尾の種苗放流を継続してきたところです。

さらに、資源を適切に利用するため、道総研水産試験場が、稚魚の分布調査や漁期前調査を行い、来遊資源の状況や漁獲対象魚の年齢構成などの情報を提供するとともに、稚内市から積丹町までの漁業者が連携して、産卵親魚の保護のための網目規制や漁期の早期切り上げなど資源管理対策を実施し、ニシンの資源増大に取り組んだ結果、平成8年のプロジェクト開始当時は2トンであった漁獲が、ことしは、これまでで最高の約2600トンとなっているところであります。

○千葉英守委員 北部海域に続いて、南部海域、中でも、神恵内村から島牧村までの後志南部海域や檜山海域で、現在、それぞれの地域の協議会が主体となって取り組みが進められておるわけですが、日本海の南部海域の取り組みについて、何点かお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、後志南部海域や檜山海域を中心とする日本海南部海域のニシンの漁獲状況はどのように推移しているのか、お伺いします。

○佐藤水産振興課長 日本海南部海域の漁獲状況についてであります。後志南部海域においては、資源増大対策に取り組む前は、70キログラム程度の漁獲でありましたが、平成28年は1トン、29年は4トン、ことしは25トンと、近年は増加しております。

また、檜山海域においても同様に、以前は80キログラム程度の漁獲が、平成28年は0.3トン、29年は1トン、ことしは3トンと増加しているところであります。

○千葉英守委員 北部海域に比べると、南部海域の漁獲量はまだまだ少ないと思いますが、これまでの取り組み状況と課題について伺いたいと思います。

○佐藤水産振興課長 日本海南部海域の取り組み状況などについてであります。後志南部海域では、平成26年度から、40万尾の種苗放流や稚仔魚の分布調査などを実施しており、資源造成を図る上で、これまで放流していた6月上旬の沿岸水温が上昇し、稚魚の生残に影響を及ぼしている可能性があることから、放流時期の見直しと、これにあわせた種苗生産の体制づくりが課題となっております。

また、檜山海域では、平成28年度から、100万尾の種苗放流や、漁獲されたニシンの市場調査などを実施し、昨年からは漁獲の増加も見られ、種苗生産に必要な親魚の安定確保も可能となってきたことから、来遊する資源の増大と安定化が課題となっております。

○千葉英守委員 道では、資源増大に向けて、後志南部海域や檜山海域における地域の取り組みを支援してきているわけですが、昨年度の支援内容と決算額はどのようになっているのか、お伺いをします。

○佐藤水産振興課長 道の支援の状況についてであります。道では、日本海南部海域のニシンの資源増大を図るため、漁協と町村を構成員とする地域協議会が取り組む種苗放流事業に対して助成しており、平成29年度の決算額では、40万尾の放流に取り組む後志南部地域ニシン資源対策

【第2分科会 11月9日 第3号】

協議会に対して262万5000円を、また、100万尾の放流に取り組む檜山管内水産振興対策協議会に対して793万8000円を交付するとともに、水産技術普及指導所などによる種苗生産技術の指導や放流効果調査への協力などの支援を行っているところであります。

○千葉英守委員 最後の質問です。

平成という時代は間もなく過ぎようとしているわけではありますが、ニシン資源増大対策は、この時代に培ったすばらしいノウハウであります。これを後世に伝えていくためにも、夢とロマンを持って、継続して取り組んでいく必要があると考えているわけではありますが、特に、日本海南部海域においても、北部海域並みに漁獲量が引き上げられるようないろんな施策が必要になってくるだろうと思いますし、期待をするところであります。

かつて檜山振興局長として勤務をしておられ、管内の事情には精通している部長でありますので、今後の取り組み、あるいは思いについて、御所見を伺っておきたいと思っております。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、北海道のニシン漁は、松前から檜山南部海域がルーツとされておりまして、また、江戸時代には、檜山江差、松前から北前船の交易品としてニシンが運ばれ、江差の5月は江戸にもないと言われるほど、にぎわっておりました。その中で、本道で最古の祭りと言われている姥神大神宮渡御祭や、江差追分などの民謡が現在まで受け継がれているところでございます。

私が檜山管内で勤務をしておりました平成29年2月に、江差町で104年ぶりのニシンの群来が確認された際には、まちじゅうが沸き返り、改めて、檜山地域の方々のニシンに対する熱い思いを実感するとともに、資源の復活に向けて頑張らなければならないという決意を新たにいたしましたところでございます。

今後、日本海南部海域においてニシン資源の増大を図っていくためには、海域全体で種苗放流を継続するとともに、天然産卵を助長するための藻場の整備を計画的に進めていくことが重要であり、道といたしましては、地域の取り組みをしっかりと支えながら、漁業生産が低迷する日本海の漁業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○千葉英守委員 ありがとうございます。

漁業生産量をさまざまな手だてで回復させていかなきゃなりません、日本海側の漁業生産量が一番課題だろうと思っております。

そういった意味で、今申し上げた栽培漁業あるいはニシンの放流も含めて、かつてのような活気のある日本海を取り戻していただくことを心からお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○太田憲之副委員長 千葉英守委員の質疑は終了いたしました。

菅原和忠君。

○菅原和忠委員 通告に従って、質問していきます。

水産業に関する質問をするわけでありませけれども、実は、私は、生まれが富良野の山の中でありまして、なかなか海に接する機会もなく、今回、第2分科会に入らせていただきましたので、改めて、漁業関係の勉強あるいは確認という意味も含めて質問していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

本道の漁業生産は、全国で1位を占めているものの、海洋環境の変化などから、100万トンを下回る厳しい状況にあり、生産の減少による漁業経営への影響が懸念をされています。

さらに、世界では、健康志向を背景に魚食ブームとなり、水産物の需要が高まっている中、日本においては、魚離れが進み、水産物の消費が低迷していると聞いています。

このような状況の中、本道の水産業が今後も発展するためには、減少する漁業生産を増大させるとともに、道産水産物の消費拡大を図っていくことが何よりも重要と考えていますが、以下、順次伺ってまいりたいと思ひます。

最初に、水産物の水揚げ状況の変化についてお伺ひいたします。

本道の漁業生産は、ここ数年、魚の来遊状況や海洋環境の変化により減少していると聞いていますが、近年における水揚げ状況を伺うとともに、その特徴についてもお伺ひをいたします。

○太田憲之副委員長 企画調整担当課長野村博明君。

○野村企画調整担当課長 水産物の水揚げ状況の変化についてであります、本道の漁業生産は、近年、130万トン前後で推移してきましたが、台風や低気圧等の自然災害でホタテが減産したことや、スケトウダラ、サンマ、スルメイカ等の回遊資源の来遊不振などによりまして、平成28年、29年と2年連続して、現在の統計を開始した昭和33年以降で初めて100万トンを下回りました。

本道の主要魚種でありますホタテガイ、スケトウダラ、サケ、サンマ、スルメイカ、ホッケが、平成25年には、6魚種で合計103万トンであったものが、29年には、ホタテガイとサケが平成となって最低の水揚げとなるなど、53万トンと大幅に減少した一方で、これまで水揚げが少なかったマイワシやサバ、ブリなどが増大しており、平成25年の3魚種の合計の3万5000トンから、29年には14万3000トンに増加したところであります。

○菅原和忠委員 本道の水揚げの状況について伺ったわけですが、答弁にありましたように、130万トンぐらいで推移していたものが、今や100万トンを下回り、それが昭和33年以降で初めてというお話です。実は、昭和33年は私が生まれた年でありまして、ちょうど60年になるのですが、この60年間の漁獲高の推移などを想像するだけで、非常に恐ろしい減少傾向なのかなというふうにおもいました。

そこで、今ほど水揚げ状況をお伺ひいたしました、改めて、その状況について、もう少し詳しく、地域別にどのようなになっているのか、お伺ひをしたいと思ひます。

○野村企画調整担当課長 地域別の水揚げの状況についてであります、日本海では、平成25年から29年の5年間で、サケとブリで1500トン増加した一方で、ホッケやスケトウダラ、スルメイカで4万5000トン減少したことなどによりまして、漁業生産は、20万トンから13万トンになった

ところであります。

太平洋では、マイワシが11万トンと大幅に増加するとともに、サバにつきましても1700トン増加した一方、スケトウダラやサンマ、スルメイカで16万1000トン減少したことなどによりまして、68万トンから46万トンになったところであります。

また、オホーツク海では、ホタテガイが9万3000トン、サケが4万トン減少したことなどによりまして、43万トンから27万トンとなり、本道の全海域において生産が減少したところであります。

○菅原和忠委員 地域別の水揚げ状況についてお伺いをしました。

先ほど、千葉英守委員から、日本海のニシンの話も出ておりましたが、これまで、議会の中で、日本海の漁業資源の増大の議論なんかもあったわけでありまして。

それで、今、日本海では20万トンから13万トンへ、太平洋では68万トンから46万トンへ、オホーツク海では43万トンから27万トンへと生産量が減少したと。非常に大きな差があり、日本海は少ないということで、ここを増大させることが重要だなど改めて感じたところであります。

次に、カニの水揚げの状況についてお伺いいたします。

本道の主要魚種の状況について伺ったわけでありまして、道内では、カニの水揚げも減少していると聞いております。

道内における3大ガニである毛ガニ、ズワイガニ、タラバガニの漁獲状況についてお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 漁業管理課長矢本諭君。

○矢本漁業管理課長 カニの水揚げの状況についてであります。北海道水産現勢によりまして、毛ガニの水揚げは、これまで2500トン程度で推移しておりましたが、平成29年には約2000トンと、やや減少したところでございます。

ズワイガニの水揚げは、200トンから500トン前後で推移しており、水揚げが少ない状況にございます。

タラバガニの水揚げにつきましても、かつては500トン前後でありましたが、近年は200トン程度で推移しているところでございます。

○菅原和忠委員 3種類のカニの水揚げについて伺ったわけでありまして。

先ほどの全体の漁獲量のお話の中で、100万トンを下回り、減っているということでありましたが、カニについては、水揚げが多い毛ガニでも、下がって2000トンとか、ズワイガニ、タラバガニは200トン程度という話で、なかなか口に入らないのは、そういうことによるのだなど改めて考えたわけでありまして。

その対策について伺っていきたくは思いますが、道外では、越前ガニや松葉ガニなど、ブランド化されているカニもあります。

カニは、本道においても貴重な観光資源であり、北海道を訪れる観光客の中には、毛ガニを目標としていらっしゃる方もいるほか、長万部のカニ飯は駅弁として有名なことから、漁業振興や地域

振興を図る上でも、資源の増大を図っていくことが重要と考えます。

どのような取り組みを行っているのか、お伺いをいたします。

○矢本漁業管理課長 カニ資源増大対策についてであります。カニ類の種苗放流による資源の増大は、種苗生産時に減耗が大きく、技術的に難しい状況でございます。

道におきましては、道内各地で水揚げされる毛ガニ資源について、漁獲制限などの資源管理を基本とし、試験研究機関と連携を図りながら、資源評価を行い、適切な漁獲量を設定するほか、雌ガニや小型雄ガニの採捕禁止などを実施し、資源の維持増大に努めているところでございます。

○菅原和忠委員 カニ資源の増大の関係についてお伺いをいたしました。

種苗生産時に減耗が大きくて、技術的になかなか難しいというお話がありましたが、漁獲制限などの資源管理というのは、資源を維持するものでしかないのかなというふうに思っていますので、ぜひとも、生産増大の取り組みをお願いしたいと思います。

ことしの春に、他の委員会でありますけれども、利尻でナマコとウニの生産をやったが、やっぱり難しかったという話をお聞きしたわけでありまして、ぜひとも、今後に向けて取り組みを強化していただきたいなと思っています。

次ですが、本道の漁業生産が2年連続で100万トンを下回っているという状況でありまして、漁業者の経営安定や関連産業の振興を図るためにも、水産資源を確保し、漁業生産を速やかに回復していくことが何よりも重要と考えます。

資源増大に向け、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 水産局長遠藤俊充君。

○遠藤水産局長 資源増大の取り組みについてであります。道では、水産資源の維持増大を図るため、適切な資源管理と栽培漁業の推進に取り組んでいるところでございます。

資源管理については、本道の周辺海域の主要な24魚種について、資源評価や管理方策などを水産資源管理マニュアルとして毎年取りまとめ、漁業関係者に周知するとともに、スケトウダラやサンマなどの8魚種につきましては、漁獲可能量、いわゆるTACによる公的規制と、漁業者による、漁獲努力量や、漁具、漁法の規制などの自主的管理を組み合わせ、適切な資源管理を進めているところでございます。

また、栽培漁業におきましては、試験研究機関などと連携し、生産回復を図るための、波浪の影響を受けにくいホタテガイの漁場づくりや、ニシン、マツカワの種苗放流を行うなど、水産資源の維持増大に取り組んでいるところでございます。

○菅原和忠委員 資源の維持管理についてお聞きをいたしました。

なかなか難しいというふうに思いますが、主要な24魚種の資源評価や管理方策をマニュアルとしてまとめ、関係者に周知するとか、スケトウダラなど8魚種での自主的管理との組み合わせ、また、先ほども話がありましたマツカワの種苗放流など、引き続き、資源の確保、増大に向けて、取り組みをお願いしたいと思います。

【第2分科会 11月9日 第3号】

次に、アキサケの関係であります。

アキサケについては、本道の主要魚種となっており、長年にわたるふ化放流により、資源が造成された魚種であります。

アキサケの水揚げは、昨年、平成に入って最低の漁獲となったところでありますが、資源造成の目標を伺うとともに、資源造成のための取り組み状況についてお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 サケマス・内水面担当課長工藤和男君。

○工藤サケマス・内水面担当課長 アキサケ資源の造成についてであります。道では、5年ごとに、サケ・マス増殖事業の基本となる人工ふ化放流計画中期策定方針を定めており、昨年3月に改正した方針により、来遊資源の目標を5000万尾に設定しております。

また、資源造成につきましては、増殖団体や試験研究機関と連携しながら、河川に遡上する親魚の十分な確保に努めるとともに、飼育環境の改善による健康な稚魚の育成や、放流海域の環境の把握による適期放流を推進することに加え、これまでの、9月に来遊が集中する資源構造を見直し、10月以降の来遊を含めた、バランスのよいアキサケ資源づくりに取り組んでいるところであります。

○菅原和忠委員 本道の漁業生産の増大と安定には、アキサケの資源が回復することが重要と考えますが、近年、アキサケの来遊が減少している要因について伺うとともに、資源増大に向けた対策として、どのような取り組みが行われているのか、お伺いをいたします。

○工藤サケマス・内水面担当課長 アキサケ資源の増大対策などについてであります。これまでの試験研究機関による調査結果では、ふ化施設の老朽化や魚病の発生など、稚魚の飼育環境の悪化のほか、放流された時期の海水温の変化などを主な減少要因としております。

このため、道では、関係機関と連携し、健康な稚魚を育成するため、老朽化したふ化施設の整備や、稚魚のストレス軽減のための機器導入、疾病予防に効果があるハーブを使用した餌の普及のほか、沿岸環境に合わせた放流や汽水湖の活用による、生残率を高める放流技術の改良などに取り組んでいるところであります。

○菅原和忠委員 アキサケ資源の増大に向けて取り組んでいる一方で、スーパーや回転ずし店では、ノルウェーやチリなどから輸入された、サーモンピンクの鮮やかなサケ・マスが多く提供されています。

このような中、本道のアキサケ資源増大に取り組むとともに、道産アキサケの消費拡大を図っていくことが重要と考えますが、道産アキサケの消費拡大についてどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 水産食品担当課長佐々木剛君。

○佐々木水産食品担当課長 アキサケの消費拡大の取り組みについてであります。サケ・マス類は、平成29年に、日本全体で21万2000トンが輸入されており、刺身や、すしネタとして流通しているほか、切り身、総菜用などは道産アキサケと競合していることから、アキサケの消費拡大を進めていく必要があります。

このため、生産者団体では、「銀聖」や標津の船上活締めなど、ブランド化に取り組むほか、全国の量販店での販売促進や、レシピを掲載したチラシの配付、大消費地や産地においてアキサケ祭りなどを行い、新鮮なアキサケを消費者に直接PRし、販売しているところです。

また、道では、生産者団体が行う首都圏での国内外に向けた商談会への出展支援や、道産食材のプロモーションイベントで刺身商材のPRを行うなど、天然で、安全、安心な道産アキサケの消費拡大に取り組んでいるところであります。

○菅原和忠委員 アキサケなど主要魚種の水揚げが減少する一方で、イワシ、ブリなど、新たな水産資源が増加をしていると聞きます。

近年における、イワシ、ブリなどの漁獲と価格の状況についてお伺いをいたします。

○矢本漁業管理課長 マイワシ、ブリの漁獲状況などについてであります。近年、マイワシ、ブリの漁獲がふえる傾向にあり、北海道水産現勢によると、道内のマイワシの漁獲状況は、平成25年には1万4000トン、4億6000万円、29年には12万4000トン、48億円となり、25年ぶりに10万トンを超えております。

また、北海道まき網漁業協会によりますと、マイワシのキログラム当たり単価は、フィッシュミール向けが25円から35円、加工向けが50円から60円になっております。

なお、沿岸漁業者が行う棒受け網による試験操業におきましては、魚体が100グラムを超えるものが、キログラム当たり単価が100円以上で取引されております。

次に、ブリは、全道各地で漁獲され、平成25年には1万2000トン、15億8000万円、29年には8000トン、22億円、キログラム当たり単価が286円となっております。

○菅原和忠委員 水揚げの減少により、漁業のみならず、水産加工業においても、原料確保などに影響が生じていると聞いております。サケやイカなど水産加工原料が減少する中、イワシ、ブリなど、新たな水産資源を一層活用することが重要であると考えます。

現在の利用状況を伺うとともに、さらなる活用に向けどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○佐々木水産食品担当課長 マイワシなどの活用についてであります。道東を中心に、漁獲が急激に増加しているマイワシについては、北海道まき網漁業協会によると、その多くが、安価なフィッシュミール向けとして出荷されており、道南を初め、増加しているブリについては、切り身などに加工され、道内の量販店で提供されているほか、道外に向けても出荷されております。

本道において、マイワシ、ブリは、食習慣としてのなじみが薄いことや、イカ、サケなど、本道の主要魚種の水揚げが減少していることから、加工原料などとして、これまで以上に活用していくことが必要であります。

このため、道では、本年7月に立ち上げた、水産関係団体や学識経験者などで構成する資源有効活用対策検討会において、加工製品の開発など、資源の具体的な活用方法の検討を行っているところであります。

○菅原和忠委員 我が国は、世界と比べて水産物の消費が多いとされていますが、近年は、国民

【第2分科会 11月9日 第3号】

の魚離れが著しいと聞いています。国内における水産物の消費対策を図っていくことが重要と考えます。

全国と本道における水産物の消費状況を伺うとともに、本道で消費拡大を図るために、どのような取り組みを行っていくのか、お伺いをいたします。

○佐々木水産食品担当課長 消費拡大対策についてであります。総務省の家計調査年報によると、1世帯当たりの食料支出に占める魚介類の割合は、平成19年では、全国が10.2%、北海道が11.5%でありましたものが、29年では、全国が8.2%、北海道が9.7%と減少するなど、魚離れが進んでおり、調理の簡便化やメニューの充実など、多様化する消費者ニーズに対応した取り組みを進めることが重要と考えております。

このため、道では、量販店、食品メーカー、メディアなどと連携し、魚の消費拡大に向け、料理教室や、生産者による消費地での直接販売などの取り組みを進めるとともに、平成29年度には、道産水産物魚食普及推進事業などにより、地域や生産者団体が取り組む大消費地の量販店での販売促進活動のほか、総菜、弁当など、需要が拡大している中食向けの製品開発などを支援し、道産水産物の消費拡大を図っているところであります。

○菅原和忠委員 最後に、今後の対策についてお伺いをしたいと思います。

ただいま、漁業生産の増大と消費拡大に向けたこれまでの取り組みについて伺ってまいりましたが、本道の漁村は、水揚げの減少、さらには、漁業就業者の減少、高齢化などにより、漁業のみならず、水産加工業など関連産業も含めて、地域活力がさらに低下することが懸念されております。

水産業、漁村の一層の振興を図っていくことが重要と考えますが、道では、今後、どのように取り組んでいくのか、最後にお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、本道の水産業、漁村を取り巻く情勢は、漁業生産の減少に加え、国内での水産物消費の低下や、漁業就業者の減少、高齢化など、厳しさを増す一方で、マイワシなど、増大する新たな資源を有効活用する動きも見られており、道では、これらの情勢変化も踏まえ、ことし3月に第4期の水産業・漁村振興推進計画を策定したところでございます。

道といたしましては、新たな計画に基づき、資源管理や栽培漁業の推進による漁業生産の早期回復と安定化、漁業経営体の収益性の向上と担い手の育成確保、さらには、増加傾向にある魚種の付加価値向上や販路拡大などにより、道産水産物の安定供給、消費拡大を図るなど、本道の水産業が将来にわたり魅力ある産業として発展できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○菅原和忠委員 ありがとうございます。

○太田憲之副委員長 菅原委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時46分開議

○**沖田清志委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管にかかわる質疑の続行であります。

加藤貴弘君。

○**加藤貴弘委員** 順次質問をさせていただきます。

初めに、アキサケ資源の回復の取り組みについてであります。

アキサケは、ホタテやスケトウダラとともに、本道を代表する魚種であり、関係者の長年にわたるふ化放流事業の取り組みによって資源が増大し、全道各地の定置網漁業などで水揚げされる重要な資源であり、現在も、毎年、10億尾の稚魚放流が実施されているところであります。

しかし、昨年のアキサケの来遊尾数は、平成に入って最低の1737万尾となり、昭和50年代の水準に逆戻りしたと聞いております。

道では、昨年度から、秋サケ資源回復緊急対策事業費や、さけ・ます種苗生産施設整備事業費の新規事業などを活用し、資源の早期回復を図る取り組みを進めておりますが、これまでの取り組み状況などについて伺ってまいります。

本年のアキサケの来遊尾数は、さけます・内水面水産試験場の予想では、平成に入って最低だった昨年を上回る見通しと聞いておりますが、定置網漁では小さな魚体が多いとの報道もあります。

昨年のアキサケの漁獲実績と、ことしのこれまでの漁獲状況はどのようになっているのか、海域ごとにお伺いいたします。

○**沖田清志委員長** サケマス・内水面担当課長工藤和男君。

○**工藤サケマス・内水面担当課長** アキサケの漁獲状況についてであります。昨年の全道の漁獲尾数は、平成に入って最も少ない1572万尾で、金額は561億円となったところであります。

ことしについては、北海道連合海区漁業調整委員会が取りまとめた10月31日現在の全道沿岸の漁獲速報によると、尾数は1930万尾で、金額は406億円となっており、漁獲尾数では、昨年同期と比べて133%と増加していますが、金額では、単価が下がったことから、78%にとどまっております。

また、ことしの海域別の漁獲尾数は、日本海では124万尾、昨年の66%、えりも以東の太平洋では143万尾、206%、えりも以西では272万尾、160%、根室では348万尾、174%、オホーツク海では1043万尾、126%となっております。

○**加藤貴弘委員** 新規事業による昨年からの取り組みの効果があらわれるのは、三、四年後になると思います。

アキサケの来遊尾数は、過去に6000万尾を超えることもありましたが、近年は減少が続いており、昨年は、平成に入って最低となっておりますが、その要因についてお伺いいたします。

○**工藤サケマス・内水面担当課長** 近年のアキサケ資源の減少要因についてであります、試験研究機関では、これまでの調査結果から、資源減少の主な要因としては、ふ化施設の老朽化や魚病の発生、稚魚の飼育環境の悪化、放流された時期の沿岸水温など海洋環境の変化、親魚となって回帰する9月ごろの高水温などを挙げているところであります。

また、昨年的大幅な来遊資源の減少については、主群となる4年魚及び5年魚の来遊が少なく、その原因については、これらの要因に加え、稚魚が放流された、平成25年、26年の春は沿岸水温が低く推移し、放流されてからオホーツク海に到達するまでに、稚魚の分布や回遊に適した水温帯の形成期間が短かったことなど、海洋環境が大きく影響し、稚魚の減耗につながったものと考えております。

○**加藤貴弘委員** アキサケ資源は、ふ化放流事業により支えられており、親魚の捕獲による種卵の確保が重要であり、道では、9月に来遊する資源を前期群、10月を中期群、11月以降を後期群として、地域ごとに、期別に資源造成の割合を定め、ふ化放流に必要な親魚や種卵の確保の指導を行っているとのことですが、昨年は、資源の減少により、海域によっては、親魚の確保も厳しい状況があったと聞いております。

昨年の海域別の親魚確保の状況についてお伺いいたします。

○**工藤サケマス・内水面担当課長** 親魚確保の状況についてであります、昨年の全道の親魚については、計画数の130万尾に対し、164万尾で126%となりましたが、海域別では、オホーツク海が計画数の34万尾に対して74万尾で219%、日本海が20万尾に対して39万尾で193%、えりも以西の太平洋が22万尾に対して21万尾で98%、えりも以東が28万尾に対して13万尾で47%、根室が26万尾に対して17万尾で64%となったところであります。

一方、期別では、全道で、前期計画数の46万尾に対して68万尾で147%、中期計画数の56万尾に対して68万尾で123%、後期計画数の28万尾に対して28万尾で100%となりました。

オホーツク海や日本海、えりも以西では、期別も含めて、おおむね計画を達成しましたが、えりも以東や根室では計画を下回り、特に、中期、後期において著しい不足となったところであります。

○**加藤貴弘委員** 海域によって、親魚の確保に差があります。

次に、種卵の確保について、昨年の海域別の状況と、ことしの見通しについてお伺いいたします。

○**工藤サケマス・内水面担当課長** 種卵の確保の状況についてであります、昨年の全道の種卵については、計画数の12億1600万粒に対して10億5800万粒で87%にとどまっており、海域別では、オホーツク海と日本海が101%、えりも以西の太平洋が91%、えりも以東が61%、根室が82%であり、親魚と同様に、えりも以東や根室で、中期、後期で不足となったところであります。

ことしの全道の種卵については、10月20日までの前期計画数の4億3600万粒に対して4億6300万粒で106%を確保したところであります、前期については、各海域とも、おおむね計画どおりの確保となっております。

今後、中期以降の種卵の確保については、引き続き、全道の捕獲・採卵状況を的確に把握するとともに、増殖団体など関係機関と連携し、ふ化放流事業へ影響が出ないように、万全を期してまいる考えであります。

○加藤貴弘委員 近年、アキサケの来遊数が減少している中で、安定したふ化放流事業を進めていくためにも、親魚の確保対策は今後ますます重要になってくるものと考えます。

道は、親魚の確保に向けてどのような対策を行っているのか、お伺いいたします。

○工藤サケマス・内水面担当課長 親魚の確保対策についてであります。道内では、各地区の増殖団体が親魚の捕獲を行っており、これまでも、種卵の不足が見込まれる場合は、道や試験研究機関と協議しながら、漁業者が自主的に定置網の一部を撤去するなど、親魚の河川への遡上を促す取り組みを行っております。

道では、これまで、アキサケの遡上が多く、効率的に親魚を捕獲できる全道の58河川を捕獲河川としてきたところですが、昨年の記録的な来遊不振を踏まえ、増殖団体等の意見を聞いて、6河川を新たに捕獲河川として追加したところであります。

また、これらの河川については、親魚の遡上を妨げないように、河口付近での漁業や釣りを規制するとともに、取り締まり機関などと連携し、河川における密漁防止対策を実施し、親魚確保に取り組んでおります。

○加藤貴弘委員 アキサケ資源の造成を図るためには、種卵の確保とともに、健康な稚魚の放流が行えるような環境整備が重要であります。

道では、稚魚の飼育環境の向上を図るための施設整備と、健康な稚魚を育てるための取り組みを一体的に進めておりますが、稚魚の健苗性の向上など、これまでの取り組み状況についてお伺いいたします。

○工藤サケマス・内水面担当課長 稚魚の健苗性の向上の取り組みについてであります。道では、これまでも、健康な稚魚を育成するために、疾病を予防する飼育技術の開発や飼育環境の改善を図るよう、老朽化した施設の整備等に取り組んできたところであります。

昨年度は、新たに、秋サケ資源回復緊急対策事業により、疾病予防に効果がある天然ハーブ成分を含む餌の普及、稚魚のストレス軽減のため、池の自動掃除機や輸送機器の導入などを実施したほか、さけ・ます種苗生産施設整備事業により、飼育に使用する取水施設の整備や養魚池の大規模な改修を実施したところであります。

○加藤貴弘委員 アキサケは、本道漁業を支える重要な資源であり、資源の回復は、漁業のみならず、関連産業、さらには全道の漁村の維持にもつながる喫緊の課題であります。

これまでの取り組みや、ことしの来遊状況などを踏まえ、道は、アキサケ資源の回復に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 水産局長遠藤俊充君。

○遠藤水産局長 アキサケ資源の回復の取り組みについてであります。アキサケは、全道の沿岸で漁獲され、ホタテや昆布と並び、本道を代表する重要な水産資源であります。近年、来遊

数が大きく減少しており、資源の回復は喫緊の課題であると認識しているところでございます。

このため、道では、引き続き、増殖団体が行う、稚魚の飼育環境を改善するための施設改修や、疾病予防対策など、健康な稚魚を育成する取り組みへの支援、期別のバランスがとれた資源づくりへの転換を急ぐほか、沿岸環境に合わせた放流時期の見直しや、汽水湖を活用した放流など、ふ化放流事業の改良を進めているところでございます。

しかし、アキサケ資源は低迷が続いているところであり、道では、試験研究機関や増殖団体などと連携を強化し、原因の調査分析を行い、対応策の検討を進め、本道のアキサケ資源の回復に取り組んでまいりる考えでございます。

以上です。

○加藤貴弘委員 次に、道産木材の利用促進についてであります。

平成29年3月に策定された現在の北海道森林づくり基本計画では、川上から川下に至る一体的な取り組みの定着を図るため、森林資源の循環利用の推進を柱の一つに掲げており、道では、計画的な森林の整備や道産木材の利用促進、木材産業の競争力の強化などの取り組みを進めております。

戦後植栽された人工林が利用期を迎えており、森林資源の循環利用に向けて、出口対策として、使う部分を広げていくことが求められることから、道産木材の利用促進の取り組みについて伺ってまいります。

道内では、トドマツやカラマツなどの人工林資源が利用期を迎えておりますが、道内の木材需要量に占める道産木材の供給量の割合である道産木材の自給率は、近年、どのように推移してきているのか。

また、付加価値の高い利用といった面で、製材、中でも建築用製材としての利用が望まれることから、基本計画では、針葉樹製材のうち、建築用製材の生産比率を関連指標として設定し、平成26年度の37%を、計画期限の38年度には43%としておりますが、現在の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 木材産業担当課長山野朋子さん。

○山野木材産業担当課長 道産木材の自給率などについてであります。平成28年度における木材需要量は723万立方メートル、道産木材の供給量は422万立方メートルで、木材需要量に占める道産木材の自給率は58%であり、12年度の34%を底に、近年、上昇傾向が続いております。

また、針葉樹製材のうち、建築用製材の生産比率につきましては、平成26年度の実績の37%に対して、28年度実績は、構造用集成材など輸入材の増加等により35%に低下しており、今後、基本計画の目標達成に向けて、住宅を初め、中高層建築物などにおいても、道産木材の利用をより一層促進していくことが重要と考えております。

○加藤貴弘委員 計画指標の達成に向けて、針葉樹製材における建築用製材の生産の取り組みを一層進めていく必要がありますが、そのためには、住宅分野における道産木材の利用促進を図っていくことが重要と考えます。

これまで、どのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 林業木材課長工藤森生君。

○**工藤林業木材課長** 住宅分野における取り組みについてであります。道では、住宅建築における地材地消の普及、定着を図るため、木材関連団体と連携し、道産木材を一定量以上使用するなどの条件を満たした住宅について、「北の木の家」として、これまで312戸を認定しております。建築を推進している工務店などの取り組みを道のホームページでPRするとともに、道民向けの住宅見学会の開催などに取り組んできたところであります。

また、こうした取り組みに加え、今年度においては、建設部との連携を強化し、道内の建築家と工務店が協働で建築したモデル住宅の展示・販売会において、「北の木の家」のPRを行うとともに、道産木材を使用した住宅の事例紹介や、地材地消の意義の普及を行うセミナーを開催するなど、住宅分野における道産木材の利用を進めているところでございます。

○**加藤貴弘委員** 建築用製材の生産の取り組みを進める上で、公共建築物に加え、事務所や店舗などの非住宅分野における木造化、木質化を進め、道産木材の利用促進につなげていくことも重要であります。

これまで、どのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

○**工藤林業木材課長** 住宅以外の分野における取り組みについてであります。道では、平成23年に北海道地域材利用推進方針を作成し、公共建築物や土木工事など、住宅以外の分野を含め、地域材の利用促進に努めてきたところでございます。

このような中、道では、道産木材の一層の利用促進を図るため、本年3月、推進方針に、新たに、CLTなどを活用し、店舗や事務所などの木造化、木質化を進めることを盛り込んだところであり、木材関係企業や建築関係者などで構成する検討会を設置し、企業、市町村等に対し、デザイン性などにすぐれた木造建築物の事例集などを配付するとともに、供給が可能な建築材の情報提供や、CLT普及セミナーの開催などに取り組んでいるところでございます。

○**加藤貴弘委員** 非住宅分野での道産木材の利用といった点では、中高層建築物の構造材として活用できるCLTが注目されており、道産木材の新たな需要を担うCLTの利用拡大を図るためには、道内での需要の創出、拡大と、供給体制の整備に向けた取り組みが不可欠と考えますが、これまで、どのような取り組みを進めてきたのか。

また、国では、本年度中に、トドマツやカラマツの強度に関する建築基準法上の告示を行うことを予定していると聞いておりますが、強度など、道産CLTの特性を生かして取り組みを進めることが重要と考えますが、道産CLTの利用拡大に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 林務局長本間俊明君。

○**本間林務局長** 道産CLTの利用拡大についてであります。道では、平成29年に策定しました、道産CLT利用拡大に向けた推進方針に基づき、道産CLT利用促進事業により、軽量で施工性にすぐれたCLTの特性の普及、PRや、生産コストの低減に向けた実証などを行うとともに

に、道総研林産試験場と連携して、カラマツやトドマツの道産CLTを用いた建築物を簡易に設計できる強度基準が早期に整備されるよう、強度試験データを国に提供するなど、道産CLTの需要の創出と供給体制の整備に取り組んできたところでございます。

このような中、国では、基準強度の告示に向け、パブリックコメントを行ったところであり、道といたしましては、カラマツやトドマツは強度が高いといった、道産CLTの優位性について、建築関係者、施主などに積極的にPRするとともに、特性を生かした設計施工ができるよう、建築技術者向けの研修会を開催するなど、中高層建築物等への道産CLTの利用拡大を一層図ってまいりたいと考えております。

○加藤貴弘委員 全国知事会では、建築物におけるCLTの活用促進など、森林整備につながる国産材の利用を促進するため、国産木材活用プロジェクトチームを立ち上げ、先月11日に第1回目の会議を開催しております。

プロジェクトチームには、道を含めた42都道府県が参加していると聞いておりますが、チームの活動内容はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○工藤林業木材課長 プロジェクトチームの活動内容についてでございますが、全国知事会では、国産木材の活用を強力に推進するため、本年8月に、農林商工常任委員会に、東京都知事をリーダーとする国産木材活用プロジェクトチームを設置したところであります。

このプロジェクトチームでは、新たな国産木材の需要の創出を進めることを当面の検討項目として、国産木材の活用に関する調査研究を進めることや、都道府県の横断的な課題などを踏まえて、国に対して提案要望活動を行うことを活動内容としております。

本年10月に第1回のプロジェクトチーム会議が開催され、活動方針や、国産木材の活用のさらなる拡大に向けた緊急提言の内容などについて、協議が行われたところでございます。

○加藤貴弘委員 プロジェクトチームでは、新たな国産木材の需要の創出を当面の検討項目として進めていくようでございますが、道としては、どのような分野で木材需要の創出を検討していくべきと考えているのか、お伺いいたします。

○工藤林業木材課長 需要創出を検討する分野についてでございますが、本道では、少子・高齢化などによる住宅着工戸数の減少などにより、今後、大幅な木材需要の増加が見込めないことから、道としては、道産木材の新たな需要を創出することが重要であると考えており、プロジェクトチームに参画しながら、公共建築物や住宅はもとより、店舗、事務所、ホテルといった中高層の民間建築物や公共土木工事の資材としての活用、さらには、プロジェクトチームが重点的に進める、公共施設におけるブロック塀から木の塀への転換といった多様な分野で、道産木材の需要を拡大してまいりたいと考えております。

○加藤貴弘委員 道産木材の利用を拡大するためには、道内での利用はもとより、道外、さらには海外での利用を促進していく必要があります。

丸太や製材としての道産木材の道外への移出量や、海外への輸出量は、近年、どのように推移しているのか、お伺いいたします。

○**山野木材産業担当課長** 道産木材の移出・輸出量についてであります。平成28年度における道外への移出量は、丸太につきましては21万立方メートルで、5年前の23年度と比較して2万立方メートル増加し、近年は増加傾向にあり、製材につきましては47万立方メートルで、5年前と同量であり、横ばいで推移しております。

また、海外への輸出量につきましても同様の傾向にあり、平成28年度の丸太は5万立方メートルで、23年度と比較して4万立方メートル増加し、近年は増加傾向にあり、製材につきましては2000立方メートルで、5年前と同量であり、横ばいで推移しております。

○**加藤貴弘委員** 道外への移出などに大きな伸びが見られない現状であります。道産木材の需要を拡大していくためには、首都圏や、木材需要が見込まれるアジア諸国など、海外も含め、道産木材・木製品の販路拡大を図っていくことが重要であります。

これまで、どのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

○**工藤林業木材課長** 道外への販路拡大についてであります。道では、道産木材の利用を促進するため、これまで、首都圏で開催される展示会などにおいて、道産建築材などの木製品の出展や、製品リストを配付するなど、普及、PRに取り組むとともに、海外への輸出について、関係団体等と連携し、木材関連企業や日本貿易振興機構等と検討を重ね、中国、韓国などの工務店を訪問し、規格や品質等のニーズ調査などに取り組んできたところであります。

また、こうした取り組みに加え、今年度は、道産木材の販路拡大をより戦略的に進めるため、本年6月に、木材関係企業や団体などと協議会を設置し、豊かな森林資源、広大な大地といった北海道のイメージや、カラマツ、トドマツなどの特性を生かした効果的なプロモーション方法について検討し、首都圏や韓国で開催される展示商談会等において、積極的なPR活動に取り組むこととしております。

○**加藤貴弘委員** 首都圏での利用という点では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備が急ピッチで進められておりますが、大会関連施設における道産木材の利用拡大に向けて、これまで、どのように取り組んできたのか、また、現時点で、どのような施設に道産木材が利用されると見込んでいるのか、あわせてお伺いいたします。

○**工藤林業木材課長** 東京オリンピック・パラリンピックでの木材利用についてであります。道では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、道産木材の利用を促進するため、木材関係団体と連携し、東京都や関係団体などに対して、供給可能な建築材、家具などの製品リストを提供するなどして、積極的に働きかけを行うとともに、本年10月に東京で開催された、東京オリンピック・パラリンピック競技大会での利用に向けた道産農林水産物のPRイベントにおいて、道産木材を活用した割り箸や皿などの木製品の普及、PRに取り組んできたところであります。

このような中、道産木材が、新国立競技場の軒、ひさしのほか、選手村ビレッジプラザや日本オリンピックミュージアムの内装材など、大会関連施設に利用される見込みとなっております。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 遠軽町にある北海道家庭学校の展示林には、前回の1964年東京オリンピックの参加国より寄贈された種子から育てられた樹木があり、その木材が日本オリンピックミュージアムの内装に使われるとの報道がありました。

このような樹木が、今回の東京オリンピック・パラリンピックの関連施設で活用されることは、地域の取り組みや木材がレガシーとして次世代に引き継がれる、大変貴重な機会になると考えます。

遠軽町の展示林の活用に向けて、これまで、どのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 森林環境局長鈴木道和君。

○鈴木森林環境局長 展示林の活用に向けた取り組みについてであります。遠軽町の北海道家庭学校では、当時のアイルランドやカナダなどの選手団が寄贈した種子から育てたトウヒ、松を植栽し、50年以上が経過した現在では、約160本が利用できるまでに成長しているところでございます。

このため、町では、平成29年1月に、展示林の活用に向けた検討会議を設置しており、会議に参画しているオホーツク総合振興局では、伐採する木の選定や伐採方法、さらには、木製品の活用方策などについて助言を行ったほか、伐採見学会や、その木材を使った木工体験会などに協力するとともに、本年7月には、オリンピックミュージアムの設置者である日本オリンピック委員会に対し、遠軽町とともに、展示林の木材の活用について働きかけを行ったところでございます。

道といたしましては、引き続き、オリンピック緑のレガシーとして後世に引き継ぐ遠軽町のさまざまな取り組みを支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 道内の人工林資源が利用期を迎えている中で、今後とも、森林資源の循環利用の推進や林業・木材産業の成長産業化を図っていくためには、道産木材の需要拡大が不可欠と考えます。

森林資源の循環利用や林業などの成長産業化に向けて、道は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、本道では、カラマツやトドマツなどの人工林が利用期を迎え、道産木材の自給率も、全国を大幅に上回る約6割となるなど、住宅はもとより、公共建築物や土木工事などのさまざまな分野で道産木材の利用が進みつつありますが、林業・木材産業の成長産業化を実現するためには、道産木材の利用拡大を一層進めていくことが重要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、建築・木材関係企業等と連携し、中高層建築物等での道産CLTの活用、建築材などの付加価値を高めた道産木製品の道外や海外への販路拡大を進めるとと

もに、オリンピックを契機として、道産木材の優位性を全国へ発信するほか、都府県とも連携して、木材活用を拡大する方策について検討を進めるなど、道産木材の利用拡大に向けて積極的に取り組んでまいりる考えでございます。

○加藤貴弘委員 次に、木育の推進についてであります。

道では、森林づくり基本計画の柱のもう一つに、道民との協働の森林づくりを実現するための木育の推進を掲げ、森林づくりに対する道民の理解の促進や、青少年の学習機会の確保などに取り組んでいることから、木育推進の取り組みについて、何点か伺ってまいります。

道は、本道発祥の木育を道民運動として普及、定着させるため、木育活動の中心的な役割を担う木育マイスターを育成することとし、平成22年度から、その認定制度に取り組んでおります。

昨年度までに何名の方が認定されているのか、地域別の内訳と、どのような職業の方が多いのか、あわせて伺いいたします。

○沖田清志委員長 森林活用課長濱田智子さん。

○濱田森林活用課長 木育マイスターの認定状況についてであります。道では、平成22年度から、木育活動の企画立案やコーディネートを行い、指導的な役割を果たす人材を育成する木育マイスター研修を実施しており、平成29年度までに224名の方を認定しているところでございます。

認定された方々の現在の居住地の内訳としましては、道央が89名と最も多く、次に、道東が60名、道南が38名、道北が33名、道外の方が4名となっております。また、これらの方々の職業は、自然体験活動の企画や運営に携わっている方が全体の約4分の1と最も多く、そのほかに、林業・木材産業、建築やデザイン、教育、社会福祉などの幅広い分野にわたっております。

○加藤貴弘委員 これまで、数多くの木育マイスターが認定されておりますが、木育が広く普及、定着するには、道民がさまざまな形で木育を体験していくことが必要になります。

そのためには、木育マイスターと連携し、さまざまな機会を創出していく必要があると考えますが、これまで、どのような取り組みを進めてきているのか、伺いいたします。

○濱田森林活用課長 木育マイスターと連携した取り組みについてであります。道では、多くの道民に木育に関心を持っていただくため、北海道植樹祭や道民森づくりの集いなどの一連のイベントを北海道・木育フェスタの名称により、木育マイスターの参加を得ながら、一年を通じて開催しておりますほか、木育マイスターが独自に実施する取り組みなどにより、木育を体験できるさまざまな機会を提供しているところでございます。

具体的な取り組みとしましては、全道各地で行われている植樹に加え、大型商業施設においては、乳幼児が木の砂場などの木製遊具で遊ぶことができる木育広場を設置し、ものづくりを得意とする木育マイスターによる、木のカスタネットや箸づくりなど、道産木材を使ったワークショップを行うほか、森林、公園などの野外においては、自然体験の得意な木育マイスターによる木登りなどの体験や、馬による丸太搬出の実演を行うなど、多様な木育活動を展開しているところでございます。

○加藤貴弘委員 森林づくりや木材利用に対する理解を深めるためには、子どもたちから森林や木材に触れ親しむことが重要であります。

道では、昨年度から、教育機関と連携して木育の取り組みを進めておりますが、具体的にどのような取り組みを行っているのか、また、その取り組みの結果をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○濱田森林活用課長 教育機関との連携についてであります。道では、地域ごとに、教育局と振興局が連携会議を設置し、児童生徒の木育活動への参加機会を広げるため、教職員への木育の周知拡大に取り組んでいるところです。

具体的には、採用後3年目の教職員の方々を対象に、国や市町村、民間企業、木育マイスターなどの協力を得まして、森林内での林業体験、製材工場の見学、木育プログラムへの参加などを通して、木育活動を企画立案し、実践していただくための研修を、渡島や上川など、道内の6地域で実施するとともに、今年度は、中・高生などを対象にした、学校単位での林業や木材産業の現場体験・実習の取り組みを全道各地で行っているところでございます。

こうした取り組みによりまして、今年度、木育を授業に取り入れた中学校や高校もありますことから、道といたしましては、次代を担う子どもたちに、森林、林業を身近に感じてもらう上で非常に有効な取り組みと考えております。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 子どもたちを初め、青少年など、道民の、森林や林業、木材への関心を高めていくためには、教育機関と連携した取り組みとともに、当別町と月形町にまたがる森林総合利用施設の道民の森を活用することも効果的と考えます。

これまで、道民の森を活用して、どのような木育の取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 道民の森担当課長市川良雄君。

○市川道民の森担当課長 道民の森の活用についてであります。青少年に森林づくりへの理解を深めてもらうためには、森と触れ合い、森に学ぶ機会を確保していくことが重要でありますことから、道としては、道民の森を活用した森林体験学習などの木育活動を充実させていくことが必要と考えております。

これまで、教育機関と連携し、学校行事として、森林観察会や木工・クラフトづくり体験、山菜、キノコなどの森の恵みを知るイベントなどを行うほか、平成27年度に策定した「道民の森」の活用方針に基づき、小中学校の児童生徒、保護者などを対象に、親子による間伐などの林業体験や、間伐材を利用した木工体験により、森林資源の循環利用を学ぶといった新たな木育プログラムを作成し、提供しているところであり、今後とも、木育が幅広く普及するよう、道民の森の豊かなフィールドを効果的に活用した取り組みを進めてまいります。

○加藤貴弘委員 木育は、平成28年に改正された北海道森林づくり条例で条文化され、森林づくりの施策の2本柱の一つに位置づけられたところであります。

森林の大切さや木を使うことの意義などに対する道民の理解を深めていくためには、木育マイスター、教育機関との連携など、これまでの取り組み成果を生かしながら、今後も、木育の取り組みを積極的に展開していく必要があると考えます。

道民との協働の森林づくりを実現するための木育の推進に向けて、道は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○鈴木森林環境局長 今後の取り組みについてであります。北海道が発祥である木育は、道民の豊かな心を育むとともに、森林が果たす役割や木材を使うことの意義について理解を深める重要な取り組みと認識しております。

このため、道としては、木育の活動を全道に広げ、未来を担う子どもたちが森林づくり活動に幅広く参画できるよう、木育マイスターのさらなる育成に取り組むとともに、教育機関を初め、民間企業など、多様な主体と連携し、森や木に触れ親しむ機会の提供を進める考えでございます。

また、平成32年に開催する全国育樹祭においては、開催の基本理念を「森を育て、木とふれあい、豊かな心を育む」とし、木育を体感できる記念行事を全道各地で開催するなど、木育が息の長い道民運動として定着し、森林づくりへの道民の関心が一層高まるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 ありがとうございます。

○沖田清志委員長 加藤(貴)委員の質疑は終了いたしました。

中山智康君。

○中山智康委員 それでは、通告に従いまして、順次質問いたします。

本道に限らず、人口減少が進んでおりまして、漁業従事者についても、担い手が不足してきているという状況でありますので、まず、担い手対策についてお伺いをいたします。

初めに、全道における漁業就業者の推移はどのような状況か、あわせて、新規漁業就業者の推移についてもお伺いいたします。

○沖田清志委員長 水産経営課長杉西紀元君。

○杉西水産経営課長 漁業就業者の推移についてであります。国が5年に1度実施している漁業センサスによりますと、本道の漁業就業者は、平成20年が3万3568人、25年が2万9652人となっており、5年間で3916人、平均すると1年間に783人の就業者が減少しております。

また、道が毎年実施している漁業就業者に関する調査によりますと、漁家子弟を中心に、平成27年は221人、28年は193人、29年は179人が新たに就業しているところでございます。

○中山智康委員 増加に対して減少が4倍のスピードで進んでいるという状況でありまして、新規就業者については、今までの後継ぎとかという人たちのほかに、いろんな分野から入れていく必要があると思います。

そういった意味で、U・Iターンについて、どのような対策を講じられているのか、お伺いを

いたします。

○**杉西水産経営課長** U・Iターン対策についてであります。道では、漁業の担い手となり得る人材を確保するため、昨年、漁業就業促進事業による漁業就業支援フェアを札幌市において2回開催したほか、農林漁業の新たな担い手確保モデル事業により首都圏で開催された北海道のU・Iターンフェアや暮らしフェアにおいて、延べ81名に対し、本道漁業や就業に関する情報を発信するとともに、就業・暮らし体験や高校生への出前講座を実施するなど、幅広い人材確保に取り組んできたところでございます。

また、新規就業者の漁村地域への定着を図るため、利尻地区の昆布養殖業を対象とした、複数の漁家による漁業研修を支援しているほか、これまで、全道の16地域において、市町村や漁協などで構成する漁業就業者対策協議会の設置を促し、住居の確保、生活の支援など、受け入れ環境の整備を進めてきており、こうした取り組みにより、過去3年間で174名が新たに就業したところでございます。

○**中山智康委員** 過去3年間で174名ということですが、さっき言われた全体の新規就業者が593名でありますから、3割ぐらいは、U・Iターンの方が入っているということでもあります。その数字が多いか少ないかということに関しては、毎年、700人から800人ぐらいが離れていってしまっていて、パイ自体が小さくなっている中で、もう少しふやしていかなきゃいけないとするならば、対策を拡充する必要があると思います。

例えば、施策の有効性について追跡調査なりなんなりをしていただくと、ふえていくのかなと思いますので、ぜひ、お願いを申し上げたいと思っています。

それで、本道は、我が国で最大の水産物の供給基地であり、これからも、安全、安心な水産物を安定して供給することが期待されております。

北海道の漁業が持続的に発展していくためには、その担い手となる新規就業者の確保が引き続き重要な課題と考えますが、漁業の担い手確保に向け、今後、どのように取り組まれようとしているのか、お伺いします。

○**沖田清志委員長** 水産局長遠藤俊充君。

○**遠藤水産局長** 今後の取り組みについてであります。本道漁業が、将来にわたって、安全な食料の供給を担い、地域の基幹産業として発展していくためには、担い手の育成確保が重要と認識しているところでございます。

このため、道では、漁家子弟等を対象とした漁業研修所における各種研修や、U・Iターンを対象に、就業支援フェアの開催や住宅の確保などの受け入れ環境の整備を進めておりますが、漁労技術の習得に時間がかかることや、好不漁による水揚げの変動などの課題もございます。

道といたしましては、就業後の収入が不安定な時期の支援等の充実を国に求めるとともに、複数の漁家の共同経営体による、独立後の不安の軽減の仕組みづくりに取り組むほか、本道の漁業が若者にとって魅力のある産業となるよう、資源管理や栽培漁業を進め、収益性が高い漁業を確立するなど、担い手確保対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中山智康委員 ぜひ、お願いしたいと思います。

私は東京からの移住者であります。東京の人たちとかは、漁村に非常に魅力を感じていると思うので、例えば初期投資が大変とか、いろんなことを払拭して、チャンスを与えていただきたいなと思います。ぜひ、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、噴火湾におけるホタテガイ養殖について伺います。

本道の水産物で、生産量、金額ともに第1位であるホタテガイは、北海道の水産業にとって重要な魚種であり、また、私が住む噴火湾地域では、養殖業が営まれ、地域経済を支える基幹産業として発展しております。

しかしながら、近年、減産が続きまして、漁業者からは、海の環境が変化していることなど、今後の生産を不安視する声が出ております。

そこで、噴火湾におけるホタテガイ養殖の生産の安定に向けて、以下伺ってまいります。

初めに、この5年間のホタテガイの本道全体の生産量と噴火湾における生産量はどのような状況か、伺います。

○沖田清志委員長 水産振興課長佐藤伸治君。

○佐藤水産振興課長 近年の生産状況についてであります。北海道水産現勢によると、ホタテガイの生産状況については、平成25年は、全道で45万4000トン、うち、噴火湾で9万7000トンとなっており、26年は、全道で46万9000トン、噴火湾で9万8000トン、27年は、全道で36万7000トン、噴火湾で12万4000トン、28年は、全道で29万6000トン、噴火湾で6万9000トン、29年は、概数であります。全道で28万2000トン、噴火湾で3万6000トンとなっており、全道では27年から、噴火湾では28年から減産傾向にあります。

○中山智康委員 大幅に減産してきているということですが、一方で、産地価格はどうなっているか、伺います。

○佐藤水産振興課長 価格の推移についてであります。北海道水産現勢によると、ホタテガイの1キログラム当たりの平均単価については、平成25年は、全道で180円、噴火湾で204円となっており、26年は、全道で192円、噴火湾で249円、27年は、全道で266円、噴火湾で280円、28年は、全道で318円、噴火湾で369円、29年は、概数であります。全道で265円、噴火湾で407円となっており、過去5カ年の価格は上昇傾向にあります。

○中山智康委員 経済学的には、生産量が減ると価格が上がっていくというのは当然の話でありますけれども、以前は80円台というときもあった中で、今、噴火湾で407円と言われると、本当にすごいことになっているなと思います。そうはいつても、生産量はしっかりと確保しなきゃいけないと思います。

そんな中で、ホタテガイ養殖の生産の安定のために、これまで、どのような取り組みをされてきたのか、伺います。

○佐藤水産振興課長 これまでの取り組みについてであります。道では、渡島、胆振管内の各水産技術普及指導所において、漁業者がホタテガイ種苗を効果的に採取できるよう、浮遊幼生の

【第2分科会 11月9日 第3号】

発生量、時期、分布状況に加え、定期的に、養殖員の生残、成長や、ザラボヤの発生状況を調査し、情報提供をするとともに、道総研函館水産試験場と栽培水産試験場が行う、噴火湾内の海水温やプランクトンの量など、海洋環境の調査結果を活用しながら、ホタテガイの生育状況に応じた養殖技術の指導を行うなどして、生産の安定に向けて取り組んでいるところです。

○中山智康委員 いろんな減少の要因はあると思うのですが、水産試験場や水産技術普及指導所では、生産現場に入るなどして、ホタテに関するさまざまな調査を行っていることがわかりました。

これらの調査を通じて、道では、生産減少の背景をどのように考えているのか、伺います。

○佐藤水産振興課長 生産減少の背景についてであります。噴火湾地域では、平成28年の台風10号、29年の台風18号の影響により、養殖施設の損壊や貝の脱落など、大きな被害が発生したこと、また、近年、ザラボヤなど付着物の増加による作業時期のおくれや、冬期間のしけによる養殖施設の振動が貝の成長に影響を与え、へい死が発生しているものと考えており、これらの要因により、生産が減少しているところであります。

○中山智康委員 台風の影響が大きかったということですが、へい死を抑制するために、道は、現在、どのような取り組みを行っているのか、伺います。

○佐藤水産振興課長 ホタテガイのへい死対策についてであります。道では、水産試験場や大学、漁協と連携しながら、平成29年から、国の革新的技術開発・緊急展開事業を活用して、3カ年の計画で、水中カメラを養殖施設に設置し、ホタテの生育状況を陸上でモニタリングする技術開発を行い、最適な作業時期や、しけの影響を受けにくい水深帯の調査などを進めており、これまで、稚貝の選別作業時期がおくれることにより、へい死が増加することなどが明らかになったところです。

今後、これらの成果を生かし、養殖技術のすぐれた漁業者と意見交換を行うなど、生産現場に即したホタテガイ養殖生産管理マニュアルの作成に取り組んでまいります。

○中山智康委員 生産減少の要因の一つに、台風による被害が挙げられておりますが、被害を受けた養殖施設の復旧について、道はどのように取り組んできたか、お伺いします。

○佐藤水産振興課長 施設の復旧についてであります。平成28年の台風10号では、養殖施設の損壊やアンカーの流出などが発生し、噴火湾全体で8億7100万円の被害を受けたことから、道では、被災漁業者に対して融資制度などの情報を提供したほか、激甚災害の適用事業である国の養殖施設災害復旧事業を活用し、復旧を図ったところです。

また、平成29年の台風18号では、前年に続いて4億円の被害を受けたことから、道では、漁業者が共同で利用する養殖施設のロープやアンカーなどを強化する取り組みを支援し、災害に強い施設整備を進めたところであります。

○中山智康委員 それで、噴火湾におけるホタテガイ養殖は、地域経済を支える基幹産業でありまして、持続的に安定した生産を確保し、発展していくためには、一刻も早く生産の回復を図るとともに、価格安定に向けた取り組みもあわせて進めていく必要があると考えます。

道では、噴火湾のホタテガイ養殖の生産安定に向けてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○**沖田清志委員長** 水産基盤整備担当局長生田泰君。

○**生田水産基盤整備担当局長** ホタテガイ養殖の生産安定についてであります、噴火湾におけるホタテガイは、漁業はもとより、水産加工業など、漁村地域の経済を支える水産物であり、生産の早期回復と安定を図ることは重要であると考えております。

道といたしましては、試験研究機関や大学などと連携しながら、海洋環境の変化に対応したホタテガイ養殖生産管理マニュアルを早期に策定し、漁業者への技術指導を進め、地域の基幹産業である噴火湾のホタテガイ養殖の生産回復に取り組んでまいりたいと考えております。

○**中山智康委員** ぜひ、よろしくお願いします。

初めの話と一緒に、就業者もどんどん減っている状況でありますから、ますます生産が厳しくなっていく可能性もあります。そんな中で、人口も減少していくわけでありまして、では、どこに売るとかという話になりますので、水産物の輸出について伺いをしていきます。

今、経済部では、道産食品輸出1000億円という目標を掲げてやられておりますが、どう見てもホタテがスターでありまして、ホタテの増減によって相当影響を受けてしまうという状況であります。

そんな中で、以下質問をしてみたいと思います。

近年の、水産物、水産加工品の道内港からの輸出実績について、主な輸出品目と輸出国を伺うとともに、本年の輸出状況について伺いをいたします。

○**沖田清志委員長** 水産食品担当課長佐々木剛君。

○**佐々木水産食品担当課長** 水産物の輸出実績についてであります、財務省の貿易統計によりますと、道内港からの、水産物、水産加工品の輸出額は、平成27年が689億円、28年が586億円、29年が536億円となっております。

平成29年の輸出額のうち、品目別では、ホタテガイが326億円で全体の6割を占め、次いで、ナマコが114億円、サケ・マス類が47億円と、これら3魚種で全体の9割を占めております。

また、国及び地域の別では、中国が253億円で全体の5割を占め、次いで、香港が141億円、アメリカが41億円と、これらで全体の8割を占めております。

次に、本年の輸出状況についてであります、輸出の主力品であるホタテガイは、生産が回復傾向にあり、本年1月から9月末の、水産物、水産加工品の輸出額は、速報値で441億円と、前年同期に比べて20%の増加となっております。

○**中山智康委員** ホタテガイが水産物の輸出の6割を占めていて、3魚種で9割ということですから、ほとんどを占めちゃっているわけであります。

そんな中で、ホタテガイが本道の食品輸出を牽引している状況であると言えますが、主要品目であるホタテガイの輸出状況について伺います。

○**佐々木水産食品担当課長** ホタテガイの輸出状況についてであります、本道の主要魚種であ

【第2分科会 11月9日 第3号】

るホタテガイは、香港やフランスを中心に輸出されてきましたが、平成15年に、過去最高の49万トンが生産され、産地価格が大幅に下落したことから、価格安定のため、中国やアメリカなどに向けた輸出の取り組みが本格的に開始されたところであります。

その後、道内からのホタテガイの輸出は大きく拡大し、平成15年の6億円に対して、直近の29年には326億円と、中国向けの冷凍貝を中心に飛躍的に伸びており、直近の傾向としては、中国や韓国に向け、より付加価値の高い活貝の輸出が増大しているところであります。

こうした状況の中、平成26年に発生したオホーツク海の低気圧被害や噴火湾でのへい死などの影響による減産に伴い、ホタテガイの輸出は、27年の443億円をピークに、28年は387億円、29年は326億円となったところであります。

○中山智康委員 過去と比較すると、輸出が大きく伸びているホタテガイではありますが、平成28年、29年は輸出額が減少しているとお伺いしました。

道は、ホタテガイの輸出対策にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○佐々木水産食品担当課長 ホタテガイの輸出の取り組みについてであります。ホタテガイの輸出を促進するためには、安定生産はもとより、相手国のニーズを的確に把握し、対応することが必要と考えております。

このため、道では、波浪に強い漁場づくりや養殖技術の改良普及など、生産の安定に取り組むとともに、主に東南アジアを対象に市場調査を実施し、シンガポール、タイなどにおいて、ホタテガイを初めとする道産水産物のプロモーションや、道総研と連携した活ホタテガイの輸送試験を行っているところであります。

また、屋根つき岸壁などの衛生管理型漁港の整備や、EU、アメリカに向けた、水産加工施設のHACCP認定の取得のための講習会の開催など、輸出環境の整備を進めているところであります。

○中山智康委員 EUについては、日EU・EPA交渉妥結によって関税が引き下げられて、輸出の拡大が期待されるとともに、過去においてはホタテガイの主要な輸出先だったと伺っております。

道は、EU向け輸出対策にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○佐々木水産食品担当課長 EU向けのホタテガイの輸出についてであります。フランスを初めとするEUは、かつてホタテガイの主要な輸出先でありましたが、日本産ホタテガイの一部から貝毒が検出されたとして、平成4年以降、EUの全域で輸入が禁止されたところです。

このため、国や道は、EUが定める衛生要件に基づき、噴火湾西部海域を生産海域に指定するとともに、水産加工施設のEU—HACCP認定の取得などの体制整備を進め、平成15年から輸出が再開され、その後、オホーツク海での生産海域の指定の拡大や、HACCP認定の取得の促進などの取り組みを進めてきたところであります。

こうした中、昨年12月に日EU・EPA交渉が妥結し、ホタテガイの関税が段階的に引き下げられることとなり、新たな輸出環境が整うことから、道では、生産者団体と連携し、この10月に

フランスで開催された食品展示会において、安全で高品質な道産ホタテガイのPRを行いましたほか、流通実態に関する市場調査を進めるなど、EUへの輸出拡大に向けて取り組んでいるところであります。

○中山智康委員 これまでの質問とちょっと矛盾するかもしれませんが、ホタテガイは水揚げ量が減ってきていますから、輸出を拡大していくのはいいのですが、国内向けを輸出用に持っているということもあるかもしれないので、やっぱり、ほかの品目をふやしていかなきゃいけないということが言えると思います。そんな中で、スターをつくるということも難しいとは思いますが、ぜひ、そういったことも考えていただきたい。

それから、輸出先の相手国が固定化されちゃっているということは余りいいことじゃないと思います。いろんな国に対して出していくことが大事だと思いますし、そのことによって、欲しいものが変わってくると言えるのかなと思っています。

道は、輸出品目と相手国の拡大にどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○佐々木水産食品担当課長 輸出品目などの拡大に向けた取り組みについてであります。道では、道産水産物の輸出の安定と増大を図るためには、主要な輸出品目であるホタテガイなどに加え、輸出品目や相手国の拡大に向けた取り組みも重要と考えているところであります。

このため、経済発展が進み、日本食の需要の増加が見込まれる東南アジアにおいて平成28年に行った市場調査の結果をもとに、生産者団体と連携し、新たに道内で水揚げが増大しているイワシやブリのほか、アキサケの高次加工品などについて、量販店での試食販売や飲食店へのメニューの提案を行うなど、販売促進に取り組んでいるところであります。

また、新たな製品として、現地のニーズに対応したブリフレークの販売を開始するなど、輸出品目や相手国の拡大に向けた取り組みを進めているところであります。

○中山智康委員 ブリフレークが北海道から出ていくというのはすごい話だなと思いますけれども、それだけ水温が上がっていることもあって、いろいろと変わってきているのだなと思っています。

今まで、就業者の話とかホタテ生産の現状などについて質問してまいりました。

品目の拡大に向けた取り組みなど、さまざまなことを言いましたが、今後、輸出の拡大に向けてどのように取り組むのか、最後に部長の所見をお伺いしまして、終わります。

○沖田清志委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、生産量の変動する水産物については、国内外に多様な販売先を持つことで需給バランスの安定を図ることが必要なため、国内市場への安定供給はもとより、高まる海外での水産物需要に対応し、輸出を推進していくことが重要と考えております。

このため、道では、生産者団体と連携し、経済発展が進む東南アジアにおいて、イワシ、ブリなどの販売促進や、現地のニーズに対応した製品開発を進めるほか、輸出の拡大が期待されるEUにおいて、ホタテガイの流通実態に関する市場調査などを進めているところでございます。

【第2分科会 11月9日 第3号】

今後とも、ホタテガイなどに加え、品目や相手国の拡大、付加価値が高い製品輸出に向けた取り組みを進めるなど、北海道のブランド力を生かしながら、道産水産物の輸出を促進し、本道の水産業の振興に努めてまいる考えであります。

以上であります。

○中山智康委員 終わります。ありがとうございました。

○沖田清志委員長 中山委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管にかかわる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沖田清志委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

11月12日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時59分散会